

人事委員会年報

令和5年度

沖縄県人事委員会

目次

1	人事委員会の概要	
(1)	設置	1
(2)	構成	1
(3)	権限	1
(4)	運営	2
(5)	開催状況	2
ア	令和5年度開催状況	2
イ	年度別開催状況	3
ウ	議事	4
(6)	規則の制定、改廃の状況	12
(7)	条例案に対する意見の状況	15
2	人事委員会組織及び事務局事務分掌	
(1)	組織	17
(2)	事務分掌	17
(3)	予算の状況（歳出）	18
(4)	その他諸会議の開催状況	19
3	任用関係業務	
(1)	採用試験、選考の状況	20
ア	採用試験の実施状況	20
イ	上級試験	20
ロ	中級試験	20
ハ	初級試験	21
ニ	警察官A試験	21
ホ	警察官B試験	21
ヘ	障害者を対象とした採用選考試験	22
ニ	試験成績情報の提供	22
イ	採用試験の実施日程	23
ウ	採用試験の対象職及び給料月額	23
エ	採用試験の受験資格	24
オ	採用試験の実施方法	25
カ	採用試験の実施結果	26
キ	採用候補者名簿掲載者の状況	27
ク	採用選考	28
(2)	昇任試験の状況	29
ア	警察官昇任試験の実施状況	29
イ	昇任選考の状況	30
(3)	臨時的任用	30
(4)	公益的法人等への職員の派遣等	31
(5)	服務関係	32
4	給与関係業務	
(1)	給与勧告の基本的考え方	33
ア	給与勧告の意義	33
イ	民間準拠方式の合理性	33
ウ	公務員の身分保障	33

(2) 公民の給与の比較について	33
(3) 令和5年職員の給与に関する報告及び勧告等	33
ア 職員の給与	33
イ 民間の給与	34
(ア) 給与改定の状況等	34
(イ) 初任給の状況	34
(ウ) 諸手当の支給状況	34
ウ 職員給与と民間給与との比較	34
エ 物価及び生計費	35
(ア) 物価指数	35
(イ) 標準生計費	35
オ 本年の給与改定	35
(ア) 給料表	35
(イ) 初任給調整手当	35
(ウ) 期末手当及び勤勉手当	35
カ 勧告	35
(ア) 沖縄県職員の給与に関する条例の改正	35
(イ) 沖縄県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の改正	36
(ウ) 沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例の改正	36
(エ) 改定の実施時期	36
キ 公務運営の課題に関する報告	37
(ア) 人材の確保及び育成	37
(イ) 勤務環境の整備	38
(ウ) 定年年齢の引上げに関連する制度の適正な運用	40
(エ) 服務規律の確保と法令遵守の徹底	40
(4) 令和5年給与勧告と知事の実施状況	41
(5) 給与承認の状況	43
(6) 給与の支払監理	44
5 審査関係業務	
(1) 公平審査関係業務等	45
ア 勤務条件に関する措置の要求	45
イ 不利益処分についての審査請求	45
ウ 公立学校の学校医等の公務災害補償の実施に関する審査の請求	45
(2) 苦情処理関係業務	46
(3) 退職手当の支給制限等の処分についての調査審議業務	46
(4) 職員団体関係業務	46
ア 職員団体の登録	46
イ 法人格付与法に基づく規約の認証	47
ウ 管理職員等の範囲	47
(5) 市町村等の公平委員会の事務の受託関係業務	47
ア 受託団体	47
イ 受託業務	48
6 労働基準監督関係業務	
(1) 労働基準及び労働安全衛生に関する実態調査の実施	50
(2) 労働基準法及び労働安全衛生法に基づく届出の受理等の職権行使	50
(3) 労働安全衛生法の規定に基づく特定機械等の検査状況	51
(4) 特定機械等の事業所別設置状況	51
(5) 労働基準法別表第1に掲げる事業等を行う事業所一覧表	52

1 人事委員会の概要

(1) 設置

地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号。以下「地公法」という。）第 7 条第 1 項の規定により、都道府県及び指定都市は、条例で人事委員会を置くものとされており、本県においては、沖縄県人事委員会設置条例（昭和 47 年沖縄県条例第 39 号）により昭和 47 年 5 月 15 日に設置された。

(2) 構成

人事委員会は、3 人の委員をもって構成される合議制の執行機関である。委員は、人格が高潔で、地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解があり、かつ、人事行政に関し識見を有する者のうちから、議会の同意を得て、地方公共団体の長が選任する（法第 9 条の 2 第 2 項）。

委員の任期は 4 年（法第 9 条の 2 第 10 項）で、現在の委員は次のとおりである。

【 委員名簿 】

（令和 6 年 3 月 31 日現在）

職名	氏名	任期	勤務形態	備考
委員長	池田 修	①令和 5 年 7 月 19 日～令和 9 年 7 月 18 日	非常勤	令和 5 年 8 月 15 日 委員長就任
委員	比嘉 悦子	①平成 28 年 8 月 1 日～令和 2 年 7 月 31 日 ②令和 2 年 8 月 1 日～令和 6 年 7 月 31 日	非常勤	
委員	金城 稔	①平成 30 年 9 月 29 日～令和 4 年 9 月 28 日 ②令和 4 年 9 月 29 日～令和 8 年 9 月 28 日	非常勤	委員長職務代理者

(3) 権限

人事委員会の権限は、地公法第 8 条等に規定されているが、その性質により分類すれば、行政的権限、準司法的権限及び準立法的権限の三つに分けることができる。

ア 行政的権限

- (ア) 人事行政に関する調査、研究等を行うこと。（第 8 条第 1 項第 1 号、第 2 号）
- (イ) 人事機関及び職員に関する条例の制定、改廃について議会及び知事に意見を申し出ること。（第 8 条第 1 項第 3 号）
- (ウ) 人事行政の運営に関し、任命権者に勧告すること。（第 8 条第 1 項第 4 号）
- (エ) 給与等に関し、議会及び知事に対し勧告すること。（第 8 条第 1 項第 5 号）
- (オ) 競争試験又は選考を実施すること。（第 8 条第 1 項第 6 号）
- (カ) 職員に対する給与の支払を監理すること。（第 8 条第 1 項第 8 号）
- (キ) 職員の苦情を処理すること。（第 8 条第 1 項第 11 号）
- (ク) 法律又は条例に基づき、その権限に属せしめられた事務（職員団体の登録、労働基準監督機関の職権行使等）を処理すること。（第 8 条第 1 項第 12 号）
- (ケ) 給料表に関し、議会及び知事に対し報告又は勧告すること。（第 26 条）

イ 準司法的権限

人事委員会は、公平中立の立場にある機関として、法律に基づき、不利益処分に関する審査請求の審査等の準司法的な権限を有する。

- (ア) 勤務条件に関する措置要求に対する審査に関すること。
(第8条第1項第9号、第47条)
- (イ) 不利益処分についての審査請求に対する審査に関すること。
(第8条第1項第10号、第50条)
- (ウ) 職員団体の登録取消しの口頭審理に関すること。
(第53条)
- (エ) 学校医等に関する公務災害補償の審査請求の審査に関すること。
(公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律(昭和32年法律第143号)第5条)

ウ 準立法的権限

人事委員会は、法律又は条例に基づき、その権限に属する事項について、人事委員会規則を制定することができる。
(第8条第5項)

(4) 運営

人事委員会を代表する委員長は、委員のうちから選挙され、委員長に事故があるときは、委員長の指定する委員がその職務を代理することになっている。委員会の会議は原則として3人の委員の出席によって開催され、その議事は委員の過半数によって決められる。
(第10条、第11条第1項及び第3項)

ただし、会議を開かなければ公務の運営又は職員の福祉若しくは利益の保護に著しい支障が生ずると認められる十分な理由があるときは、2人の委員の出席で開催することができる。
(第11条第2項)

本委員会の会議は、沖縄県人事委員会議事規則(昭和47年沖縄県人事委員会規則第1号)により、定例会は毎週火曜日に人事委員会の庁舎において行うことを例とする。

また、臨時会は、委員長が必要と認めたととき、又は過半数の人事委員から請求があったときに委員長が招集することとなっている。

(5) 開催状況

ア 令和5年度開催状況

令和5年度における人事委員会の開催状況は、次のとおりである。

(単位：回)

年 月	定例会	臨時会	口頭審理	計
令和5年4月	2	0	0	2
5月	3	0	0	3
6月	1	0	1	2
7月	2	0	0	2
8月	3	0	0	3
9月	4	0	0	4
10月	4	0	0	4
11月	3	0	0	3
12月	3	0	0	3
令和6年1月	1	0	0	1
2月	2	0	0	2
3月	4	0	0	4
合 計	32	0	1	33

イ 年度別開催状況

委員会の年度別開催状況は、次のとおりである。

(単位：回)

年 度	定例会	臨時会	計	口頭審理	合 計	月平均
平成6年度	26	8	34	9	43	3.6
7	18	4	22	4	26	2.2
8	19	9	28	6	34	2.8
9	21	6	27	7	34	2.8
10	19	11	30	0	30	2.5
11	28	8	36	12	48	4.0
12	21	11	32	6	38	3.2
13	20	1	21	3	24	2.0
14	20	9	29	0	29	2.4
15	22	6	28	3	31	2.5
16	24	12	36	8	44	3.7
17	24	8	32	3	35	2.9
18	22	11	33	2	35	2.9
19	20	13	33	0	33	2.8
20	21	9	30	7	37	3.1
21	26	10	36	3	39	3.3
22	21	9	30	1	31	2.6
23	22	12	34	7	41	3.4
24	29	8	37	4※	41	3.4
25	28	1	29	0	29	2.4
26	34	5	39	0	39	3.3
27	35	1	36	0	36	3.0
28	33	1	34	2	36	3.0
29	29	1	30	1	31	2.6
30	30	0	30	0	30	2.5
令和元年度	34	1	35	2	37	3.1
2	30	0	30	1	31	2.6
3	35	1	36	0	36	3.0
4	30	1	31	1	32	2.7
5	32	0	32	1	33	2.8

※は審尋1回含む。

ウ 議事

令和5年度の人事委員会で審議された議事は、次のとおりである。

回	年 月 日	議 事
1	令和5年4月11日 (定例会)	1 議案 (1) 証人及び当事者本人尋問申請について(令和3年(審)第3号) 2 報告 (1) 令和5年度人事委員会年間業務計画について (2) 平成30年(審)第1号裁決の取消し訴訟に係る控訴審について
2	令和5年4月19日 (定例会)	1 議案 (1) 選考の実施に関する事務の一部委任について (2) 準備書面の提出の督促及び証拠資料申請書の提出について(令和4年(審)第1号) (3) 口頭審理における審査の委任及び審査員長の指名について(令和3年(審)第3号) (4) 口頭審理の開催について(令和3年(審)第3号) 2 報告 (1) 令和5年職種別民間給与実態調査の実施について (2) 第4回書面審理の結果について(令和4年(審)第1号)
3	令和5年5月9日 (定例会)	1 議案 (1) 勤務条件に関する措置の要求の却下について(令和5年組合(措)第1号) (2) 証人尋問(追加)の採否について(令和3年(審)第3号) (3) 最終陳述書の提出及び書面審理終了の予告について(令和4年(審)第1号) 2 協議 (1) 争点(案)等について(令和4年(審)第1号) 3 報告 (1) 第5回書面審理の結果について(令和4年(審)第1号) (2) 令和3年(審)第2号に係る口頭弁論期日呼出状及び答弁書催告状等について
4	令和5年5月16日 (定例会)	1 議案 (1) 職務に専念する義務の特例に関する規則の一部改正について 2 報告 (1) 全人連会長に対する組合要請について(公務公共サービス労組地方公務員部会)(公務労組連絡会外2団体) (2) 沖縄県北部医療組合の公平委員会の事務の委託に

		ついて
5	令和5年5月30日 (定例会)	1 議案 (1) 分限免職取消請求控訴事件に係る指定代理人の選任及び答弁書等の提出について(平成30年(審)第1号) (2) 処分取消等請求事件に係る指定代理人の選任及び答弁書等の提出について(令和3年(審)第2号) (3) 勤務条件に関する措置の要求の判定について(令和4年(措)第2号) (4) 証拠書類の採否について(令和3年(審)第3号) 2 協議 (1) 口頭審理の進行手続について(令和3年(審)第3号)
6	令和5年6月13日 (定例会)	1 議案 (1) 最終陳述書及び証拠資料申請書の送付並びに書面審理の終了について(令和4年(審)第1号) 2 報告 (1) 令和5年度沖縄県職員採用上級試験及び警察官A採用試験の受験申込者数について (2) 第6回書面審理の結果について(令和4年(審)第1号)
7	令和5年7月4日 (定例会)	1 協議 (1) 裁決方針について(令和4年(審)第1号) 2 報告 (1) 令和5年度沖縄県職員採用上級試験第1次試験合格者の決定等について (2) 第7回書面審理の結果について(令和4年(審)第1号) (3) 第1回口頭審理の結果について(令和3年(審)第3号)
8	令和5年7月14日 (定例会)	1 議案 (1) 特殊勤務手当の特例に関する規則の一部を改正する規則について (2) 裁決書(案)について(令和4年(審)第1号) (3) 公平委員会の委託事務の費用に関する協議について(沖縄県北部医療組合) 2 報告 (1) 令和5年度九州地方人事委員会協議会委員長会議について (2) 第131回全国人事委員会連合会総会について (3) 沖縄県議会6月定例会一般質問における人事委員会答弁について
9	令和5年8月15日 (定例会)	1 議案 (1) 沖縄県人事委員会委員長の選任について

		<p>2 報告</p> <p>(1) 令和5年度沖縄県警察官A採用試験第1次試験合格者数の決定等について</p> <p>(2) 上級試験の新型コロナによる欠席への対応について</p> <p>(3) 人事院勧告等の概要について</p> <p>(4) 令和5年職種別民間給与実態調査の実施状況について</p> <p>3 その他</p> <p>(1) 委員長職務代理者の指定について</p>
10	令和5年8月25日 (定例会)	<p>1 議案</p> <p>(1) 令和5年度沖縄県職員採用上級試験の最終合格者の決定及び採用候補者名簿の確定について</p> <p>(2) 選考の実施に関する事務の一部委任について</p> <p>(3) 最終陳述書の送付及び審理の終了について(令和3年(審)第3号)</p> <p>(4) 勤務条件に関する措置の要求の受理検討について(令和5年7月21日付け措置要求)</p> <p>(5) 審査に関する事務の委任について(令和5年(措)第1号)</p>
11	令和5年8月29日 (定例会)	<p>1 協議</p> <p>(1) 職員の給与等に関する報告及び勧告に向けての検討事項について</p> <p>2 報告</p> <p>(1) 「2023年人事委員会勧告に関する要求・要望」に対する事務局長会見について(四者共闘及び自治労沖縄県本部)</p>
12	令和5年9月5日 (定例会)	<p>1 協議</p> <p>(1) 職員の給与等に関する報告及び勧告に向けての検討事項について(給与等勤務条件:2回目)</p> <p>2 報告</p> <p>(1) 令和5年給与勧告等に関する一般情勢及び生計費について</p> <p>(2) 全人連会長に対する組合要請について(公務公共サービス労働組合協議会地方公務員部会)(公務労組連絡会外2団体)</p> <p>(3) 令和5年度九州地方人事委員会協議会委員長・事務局長合同会議の概要について</p>
13	令和5年9月12日 (定例会)	<p>1 議案</p> <p>(1) 選考の実施に関する事務の一部委任について</p> <p>(2) 条例改正に係る人事委員会意見の開陳について</p> <p>2 協議</p> <p>(1) 公務運営の課題に関する報告に向けての検討事項について(1回目)</p> <p>(2) 職員の給与等に関する報告及び勧告に向けての検</p>

		<p>討事項について（給与等勤務条件：3回目）</p> <p>(3) 「2023年人事委員会勧告に関する要求・要望」に対する委員会会見について（四者共闘及び自治労沖縄県本部）</p>
14	令和5年9月19日 （定例会）	<p>1 議案</p> <p>(1) 令和5年度沖縄県警察官A採用試験の最終合格者の決定及び採用候補者名簿の確定について</p> <p>(2) 沖縄県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則について</p> <p>2 協議</p> <p>(1) 公務運営の課題に関する報告に向けての検討事項について（2回目）</p> <p>(2) 職員の給与等に関する報告及び勧告に向けての検討事項について（給与等勤務条件・4回目）</p> <p>3 報告</p> <p>(1) 令和5年度県職員採用中級試験・初級試験、警察官B採用試験及び障害者選考試験の受験申込者数について</p> <p>(2) 職員給与等実態調査及び職種別民間給与実態調査の結果について</p>
15	令和5年9月25日 （定例会）	<p>1 協議</p> <p>(1) 公務運営の課題に関する報告に向けての検討事項について（3回目）</p> <p>(2) 職員の給与等に関する報告及び勧告に向けての検討事項について（給与等勤務条件・5回目）</p>
16	令和5年10月2日 （定例会）	<p>1 議案</p> <p>(1) 職員の給与に関する報告及び勧告並びに公務運営の課題に関する報告について</p>
17	令和5年10月10日 （定例会）	<p>1 議案</p> <p>(1) 地域手当に関する規則の一部を改正する規則について</p> <p>2 報告</p> <p>(1) 令和5年度沖縄県職員採用中級・初級試験第1次試験合格者数の決定等について</p> <p>(2) 国等の人事交流による採用選考について</p>
18	令和5年10月17日 （定例会）	<p>1 議案</p> <p>(1) 災害派遣手当に関する規則の一部を改正する規則について</p> <p>(2) 処分取消等請求事件に係る準備書面（1）の提出について（令和3年（審）第2号）</p> <p>(3) 勤務条件に関する措置の要求の受理検討について（令和5年9月21日付け措置要求）</p> <p>(4) 審査に関する事務の委任について（令和5年組合</p>

		(措) 第2号)
19	令和5年10月24日 (定例会)	1 議案 (1) 選考の実施に関する事務の一部委任について 2 協議 (1) 裁決方針について (令和3年(審)第3号) (1回目) 3 報告 (1) 平成30年(審)第1号裁決の取消しに係る上告について
20	令和5年11月14日 (定例会)	1 議案 (1) 特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則について 2 協議 (1) 裁決方針について (令和3年(審)第3号) (2回目) 3 報告 (1) 令和5年度沖縄県警察官B採用試験及び令和5年度障害者を対象とした沖縄県職員採用選考試験の第1次合格者数の決定等について
21	令和5年11月21日 (定例会)	1 議案 (1) 令和5年度沖縄県職員採用中級・初級試験の最終合格者の決定及び採用候補者名簿の確定について (2) 条例改正に係る人事委員会意見の開陳について
22	令和5年11月28日 (定例会)	1 議案 (1) 令和5年度障害者を対象とした沖縄県職員採用選考試験の最終合格者の決定及び採用候補者名簿の確定について (2) 裁決書について (令和3年(審)第3号) 2 報告 (1) 令和5年九州各県人事委員会給与勧告について
23	令和5年12月5日 (定例会)	1 議案 (1) 選考の実施に関する事務の一部委任について 2 協議 (1) 市町村等公平委員会の委託事務の費用に係る見直しについて
24	令和5年12月12日 (定例会)	1 議案 (1) 令和5年度沖縄県警察官B採用試験の最終合格者の決定及び採用候補者名簿の確定について (2) 勤務条件に関する措置の要求の判定について (令和5年(措)第1号) 2 報告 (1) 期末手当及び勤勉手当の一時差止処分について
25	令和5年12月19日 (定例会)	1 議案 (1) 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を

		<p>改正する規則について</p> <p>(2) 初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則について</p> <p>(3) 期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則について</p> <p>2 協議</p> <p>(1) 選考の実施に関する事務の全部委任について</p> <p>3 報告</p> <p>(1) 令和5年第4回沖縄県議会（11月定例会）代表質問における人事委員会関係質問に対する人事委員会委員長答弁について</p>
26	令和6年1月16日 （定例会）	<p>1 議案</p> <p>(1) 選考の実施に関する事務の一部委任について</p> <p>(2) 選考の実施に関する事務の委任範囲と内容の変更について</p> <p>(3) 勤務条件に関する措置の要求の受理検討について（令和5年12月27日付け措置要求）</p> <p>(4) 審査に関する事務の委任について（令和6年（措）第1号）</p>
27	令和6年2月6日 （定例会）	<p>1 議案</p> <p>(1) 条例改正に係る人事委員会意見の開陳について</p> <p>(2) 公平委員会の委託事務の費用に関する変更協議書の締結について</p> <p>2 協議</p> <p>(1) 公平委員会の委託事務の費用に関する見直し方針について（2回目）</p>
28	令和6年2月20日 （定例会）	<p>1 議案</p> <p>(1) 地域手当に関する規則の一部を改正する規則について</p> <p>2 協議</p> <p>(1) 令和6年度沖縄県職員採用試験の主な変更点について</p> <p>3 報告</p> <p>(1) 平成30年（審）第1号判決の取消し訴訟に係る上告審不受理決定について</p>
29	令和6年3月5日 （定例会）	<p>1 議案</p> <p>(1) 令和6年度沖縄県職員採用試験計画及び障害者を対象とした沖縄県職員採用選考試験計画について</p> <p>(2) 職員の昇任選考について</p> <p>(3) 勤務時間、休日及び休暇等に関する規則の一部を改正する規則について</p> <p>(4) 育児休業等に関する規則の一部を改正する規則について</p> <p>(5) 会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する規則及び会計年度任用職員の勤務時間及び休</p>

		<p>暇の基準に関する規則の一部を改正する規則について</p> <p>2 報告</p> <p>(1) 令和5年度給与支払監理の実施結果について</p>
30	令和6年3月15日 (定例会)	<p>1 議案</p> <p>(1) 人事委員会事務局職員の任命について</p> <p>(2) 「沖縄県職員採用試験の第1次試験合格基準等について」の一部改正について</p> <p>(3) 「口述試験の評定基準等について」の一部改正について</p> <p>(4) 「警察官採用試験体力検査・身体測定合否判定基準」の一部改正について</p> <p>(5) 「体力検査の評定基準等について」の制定について</p> <p>(6) 給与簿に関する規則の一部を改正する規則について</p> <p>(7) 特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則について</p> <p>(8) 東日本大震災及び東日本大震災以外の特定大規模災害等に対処するための特殊勤務手当の特例に関する規則の一部を改正する規則について</p> <p>(9) 沖縄県会計年度任用職員の基本報酬額に係る協議について</p> <p>2 報告</p> <p>(1) 国等の人事交流による採用選考について</p>
31	令和6年3月21日 (定例会)	<p>1 議案</p> <p>(1) 選考の実施に関する事務の委任について</p> <p>(2) 一般職の任期付職員の採用に係る承認について</p> <p>(3) 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則等の一部を改正する規則について</p> <p>(4) 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則について</p> <p>(5) 扶養手当に関する規則及び通勤手当に関する規則の一部を改正する規則について</p> <p>(6) へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則について</p> <p>(7) 給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則について</p> <p>(8) 東日本大震災及び東日本大震災以外の特定大規模災害等に対処するための特殊勤務手当の特例に関する規則の一部を改正する規則について</p> <p>(9) 勤務条件に関する措置の要求の判定について(令和5年組合(措)第2号)</p> <p>(10) 沖縄県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則について</p>

32	令和6年3月26日 (定例会)	<p>1 議案</p> <p>(1) 人事委員会が保有する個人情報等の管理要綱の制定について</p> <p>(2) 人事委員会が保有する特定個人情報等の管理要綱の制定について</p> <p>(3) 沖縄県人事委員会事務局 障害者活躍推進計画の策定について</p> <p>(4) 令和6年度警察官採用試験の実施に関する事務の一部委任について</p> <p>(5) 不利益処分についての審査請求の受理検討について（令和6年3月4日付け審査請求）</p> <p>(6) 審査に関する事務の委任について（令和6年組合（審）第1号）</p> <p>2 報告</p> <p>(1) 沖縄県人事委員会事務局文書規程の一部を改正する訓令について</p>
----	--------------------	--

(6) 規則の制定、改廃の状況

令和5年度に人事委員会で制定、改正及び廃止した規則は、次のとおりである。

規則番号	公布年月日 (施行期日)	規則名	規則の概要
R 5 10	R 5. 5. 26 (R 5. 5. 26)	職務に専念する義務の特例に関する規則の一部を改正する規則	スポーツ基本法の一部を改正する法律(平成30年法律第56号)により、「国民体育大会」の名称が改められたことに伴い、所要の改正を行った。
11	R 5. 7. 25 (R 5. 8. 1)	東日本大震災及び東日本大震災以外の特定大規模災害等に対処するための特殊勤務手当の特例に関する規則の一部を改正する規則	新型コロナウイルス感染症が5類に移行したことに伴い、国においては、同感染症に関する手当を廃止したところであるが、本県においては激変緩和措置として令和6年3月まで支給することとしたため、所要の改正を行った。
12	R 5. 9. 29 (R 5. 9. 29)	沖縄県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	県内の地方公共団体等における職の新設及び廃止等に伴い、人事委員会規則で定める管理職員等の範囲について、所要の改正を行った。
13	R 5. 10. 27 (R 5. 10. 27)	地域手当に関する規則の一部を改正する規則	埼玉県さいたま市に職員を派遣することに伴い、国と同等の手当を支給するため、規則別表の支給地域に同市を加える改正を行った。
14	R 5. 10. 31 (R 5. 10. 31)	災害派遣手当に関する規則の一部を改正する規則	沖縄県職員の給与に関する条例の改正に伴い、手当の名称を改めるなど所要の改正を行った。
15	R 5. 11. 28 (R 5. 11. 28)	特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則	身辺警護等作業手当について、要人警護の作業日額について支給額の見直しが生じたため、所要の改正を行った。
16	R 5. 12. 28 (R 5. 12. 28)	初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則	沖縄県職員の給与に関する条例の改正に伴い、現行の昇格時号給対応表による昇格後の号給と対応が異なる号給が生ずること等から、昇格時号給対応表及び降格時号給対応表の一部について改正を行った。

17	R 5.12.28 (R 5.12.28) (R 6.4.1)	初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則	沖縄県職員の給与に関する条例の改正に伴い、医師及び歯科医師に対する初任給調整手当の上限引上げ及び獣医師に対する同手当の支給額を増額したことから、所要の改正を行った。
18	R 5.12.28 (R 5.12.28) (R 6.4.1)	期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則	沖縄県職員の給与に関する条例の改正による勤勉手当の支給割合の改定に伴い、同手当の成績率について、所要の改正を行った。
R 6 1	R 6.3.8 (R 6.3.8)	地域手当に関する規則の一部を改正する規則	埼玉県草加市に職員を派遣することに伴い、国と同等の手当を支給するため、規則別表の支給地域に同市を加える改正を行った。
2	R 6.3.15 (R 6.4.1)	会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する規則及び会計年度任用職員の勤務時間及び休暇の基準に関する規則の一部を改正する規則について	沖縄県会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正に伴い、勤勉手当の支給に関する規定を新設し、一時差止処分等に関する規定を定めるなどの見直しが生じたため、所要の改正を行った。
3	R 6.3.29 (R 6.4.1)	初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則等の一部を改正する規則	知事部局及び県警本部において、令和6年4月の組織改編に伴い、部等の内部組織及び職の改廃があることから、次の人事委員会規則について所要の改正を行った。 ・初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則 ・管理職手当に関する規則 ・期末手当及び勤勉手当に関する規則 ・給料の調整額に関する規則 ・管理職員等の範囲を定める規則 ・特殊勤務手当に関する規則
4	R 6.3.29 (R 6.4.1)	初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則	人事評価結果の昇給への反映について、人事院規則が改正され特例が廃止されたことに伴い、国と同様の取扱いとするため、改正を行った。
5	R 6.3.29 (R 6.4.1)	扶養手当に関する規則及び通勤手当に関する規則の一部を改正する規則	地方公共団体における書面規制、押印、対面規制の見直しに伴い、全国の状況を踏まえ、押印欄を削るため、改正を行った。

6	R 6. 3. 29 (R 6. 4. 1)	給与簿に関する規則の一部を改正する規則	沖縄県職員の定年等に関する条例等の一部改正に伴い、人事委員会規則で定める管理監督職勤務上限年齢調整額を追加するため、改正を行った。
7	R 6. 3. 29 (R 6. 3. 29) (R 6. 4. 1)	勤務時間、休日及び休暇等に関する規則の一部を改正する規則	沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の改正に伴い、条文条項を整えるため、改正を行った。
8	R 6. 3. 29 (R 6. 4. 1)	へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則	へき地学校として指定されている石垣市立平久保小学校及び竹富町立古見小学校の廃校に伴い、へき地学校及びその級地区分を定めた別表等を整理する改正を行った。
9	R 6. 3. 29 (R 6. 3. 29)	給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則	給料の調整額を措置する対象職を明確に規定し、適正な運用を図るため、人事委員会規則の所要の改正を行った。
10	R 6. 3. 29 (R 6. 4. 1)	沖縄県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	県内の市町村等における職の新設及び廃止等に伴い、人事委員会規則で定める管理職員等の範囲について、所要の改正を行った。
11	R 6. 3. 29 (R 6. 3. 29)	育児休業等に関する規則の一部を改正する規則	沖縄県職員の育児休業等に関する条例の改正に伴い、条文条項を整えるため、改正を行った。
12	R 6. 3. 29 (R 6. 4. 1)	特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則	沖縄県職員の特殊勤務手当に関する条例の改正に伴い、防疫等作業手当、潜水作業手当及び私服捜査等手当に見直しがあったため、所要の改正を行った。
13	R 6. 3. 29 (R 6. 4. 1)	東日本大震災及び東日本大震災以外の特定大規模災害等に対処するための特殊勤務手当の特例に関する規則の一部を改正する規則	東日本大震災及び東日本大震災以外の特定大規模災害等に対処するための沖縄県職員の特殊勤務手当の特例に関する条例の一部改正に伴い、題名等を整理する改正を行った。

(7) 条例案に対する意見の状況

地公法第5条第2項の規定に基づき、県が職員に適用される基準の実施その他職員に関する事項について条例を定めるときには、議会において人事委員会の意見を聞かなければならないとされている。

令和5年度に議会に提案された条例案に対する意見の開陳は、次のとおりである。

年 月 日	条 例 案	意 見 の 開 陳
令和5年9月26日	乙第1号議案「沖縄県職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」	乙第1号議案「沖縄県職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部が改正され、感染症のまん延を防止するための措置として特定新型インフルエンザ等対策が設けられたことに伴い、特定新型インフルエンザ等対策派遣手当の支給根拠を定める等のため改正するものであり、適当であると考えます。
令和5年11月28日	乙第2号議案「沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」	乙第2号議案「沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」につきましては、去る10月13日に当委員会が行った「職員の給与に関する報告及び勧告」の趣旨を踏まえ、職員の給与について所要の改正を行うものとなっており、適当であると考えます。
令和6年2月14日	乙第3号議案「沖縄県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例」	乙第3号議案「沖縄県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、社会経済情勢の変化や業務内容の特殊性等を勘案し、防疫等作業手当の支給要件及び支給額等を改めるものであり、適当であると考えます。
令和6年2月14日	乙第4号議案「東日本大震災及び東日本大震災以外の特定大規模災害等に対処するための沖縄県職員の特殊勤務手当の特例に関する条例の一部を改正する条例」	乙第4号議案「東日本大震災及び東日本大震災以外の特定大規模災害等に対処するための沖縄県職員の特殊勤務手当の特例に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、社会経済情勢の変化や業務内容の特殊性等を勘案し、特定新型インフルエンザ等から県民の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る防疫等作業手当の特例を定めるものなどであり、適当であると考えます。

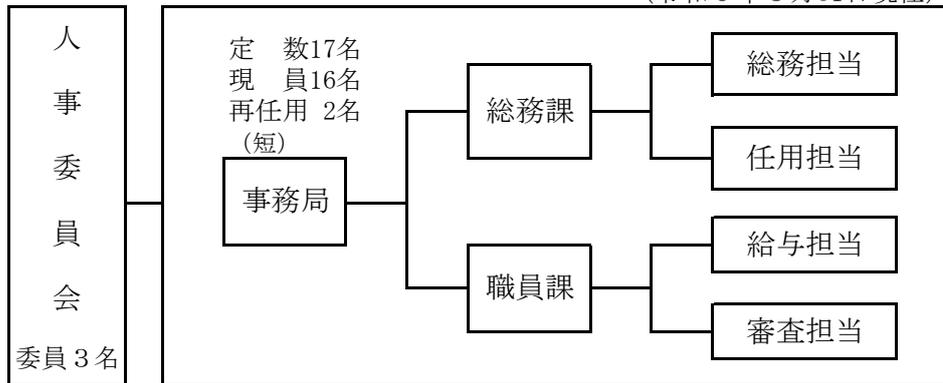
令和6年2月14日	乙第5号議案「沖縄県会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」	乙第5号議案「沖縄県会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、常勤職員との権衡を考慮し、会計年度任用職員の期末手当の支給割合を引き上げるとともに、地方自治法の一部改正を踏まえ、勤勉手当を支給できるよう改正するものであり、適当であると考えます。
-----------	---	---

2 人事委員会組織及び事務局事務分掌

(1) 組織

人事委員会及び事務局の組織は、次のとおりである。

(令和6年3月31日現在)



(2) 事務分掌

人事委員会事務局各課の分掌事務は、次のとおりである。

(沖縄県人事委員会事務局の組織に関する規則)

【総務課】

- ① 人事委員会の会議及び人事委員に関すること。
- ② 公印に関すること。
- ③ 文書の收受、審査、発送及び保存に関すること。
- ④ 予算、決算及び経理に関すること。
- ⑤ 物品の調達及び管理に関すること。
- ⑥ 事務局の組織並びに事務局職員の人事、給与、服務、研修及び厚生福利に関すること。
- ⑦ 人事行政に関する事項の調査研究及び勧告に関すること。
- ⑧ 人事記録の管理及び人事に関する統計報告に関すること。
- ⑨ 競争試験、選考その他任用に関すること。
- ⑩ 分限、懲戒及び服務に関すること。
- ⑪ 退職管理に関すること。
- ⑫ 人事評価の実施及び研修についての勧告に関すること。
- ⑬ 定年、勤務延長等に関すること。
- ⑭ 公益的法人等への派遣等に関すること。
- ⑮ 任期付職員の採用等に関すること。
- ⑯ 人事委員会規則その他諸規程の審査に関すること。
- ⑰ 人事行政の運営等の状況の報告に関すること。
- ⑱ 労働基準監督機関の職権行使に関すること。
- ⑲ その他他課の所管に属しないこと。

【職員課】

- ① 給与、勤務時間その他の勤務条件及び厚生福利制度に関すること。
- ② 給与、勤務時間その他の勤務条件に関し講ずべき措置についての勧告に関すること。
- ③ 給与の支払の監理に関すること。
- ④ 給料表に関する報告及び勧告に関すること。
- ⑤ 勤務条件に関する措置の要求の審査に関すること。
- ⑥ 不利益処分についての審査請求の審査に関すること。
- ⑦ 職員の苦情処理に関すること。
- ⑧ 公立学校の学校医等の公務災害補償の審査に関すること。
- ⑨ 管理職員等の範囲の指定に関すること。
- ⑩ 職員団体の登録等に関すること。
- ⑪ 地方公共団体から委託された公平委員会の事務(退職管理に関するものを除く。)の処理に関すること。
- ⑫ 退職手当の支給制限等の処分についての調査審議等に関すること。

(3) 予算の状況（歳出）

人事委員会の予算の状況は、次のとおりである。

(単位：千円)

款	項	目	節	R5		R6	
				予算現額	決算額	当初予算	事項別予算額
総務費	人事委員会費	委員会費	報酬	6,864	6,836	6,864	委員会費 7,587
			旅費	515	427	529	
			交際費	3	2	3	
			負担金、補助及び交付金	191	191	191	
			小計	7,573	7,456	7,587	
		事務局費	報酬	3,852	3,851	3,864	職員費 146,385 事務局運営費 5,118 職員採用試験費 29,362 公平関係事務費 1,613 労働基準監督費 387 職員給与等実態調査費 3,196 計 186,061
			給料	71,396	71,312	72,645	
			職員手当等	47,762	47,300	49,167	
			共済費	25,315	24,032	26,003	
			報償費	1,531	1,365	1,688	
			旅費	4,234	3,399	5,322	
			需用費	9,949	9,679	10,252	
			役務費	1,255	457	1,115	
			委託料	1,519	1,158	11,203	
			使用料及び賃借料	1,879	1,748	2,328	
			備品購入費	0	0	0	
			負担金、補助及び交付金	2,458	2,377	2,474	
			小計	171,150	166,678	186,061	
			合計	178,723	174,134	193,648	

(4) その他諸会議の開催状況

令和5年度人事委員会関係の諸会議の開催状況は、次のとおりである。

	国 関 係	全国人事委員会連合会	九州地方人事委員会協議会	そ の 他
R5. 4月				
5月				
6月		第131回総会 (東京都)	委員長会議 (大分県)	
7月		第66回公平審査事務研修会 (北海道)		
8月	全国人事委員会事務局長・人事担当課長・市町村担当課長会議 (リモート開催)		給与担当課長・給与専門部会合同会議 (宮崎県)	
9月			委員長・事務局長合同会議 (佐賀県)	
10月				
11月			○給与専門部会 (長崎県) ○公平担当課長及び労働福祉・公平専門部会合同会議 (鹿児島県)	
12月			「総務・任用専門部会」 (福岡県)	採用試験担当者講習会 (東京都)
R6. 1月				
2月			事務局長会議及び九州地方試験問題研究会理事会 (佐賀県)	
3月				

3 任用関係業務

法第 15 条は、「職員の任用は、この法律の定めるところにより、受験成績、人事評価その他の能力の実証に基づいて行わなければならない。」と任用に関する根本基準を定め、成績主義の原則を明確にしている。

本県においては、昭和 47 年 5 月 15 日に、人事委員会規則として「職員の任用に関する規則」を公布、施行した。

同規則に基づき実施した職員の採用、昇任等の状況は、次のとおりである。

(1) 採用試験、選考の状況

ア 採用試験の実施状況

(ア) 上級試験

上級試験は、大学卒業程度の能力を有する者を対象とした試験である。試験区分は、行政、心理、社会福祉、電気、機械、土木、建築、化学、農業、農業土木、農芸化学、畜産、林業、水産、病院事務、警察事務及び警察科学の 17 区分となっている。

令和 5 年度試験の申込者総数は 1,283 人で、前年度に比べ 233 人減少し、受験者総数は 1,074 人で前年度に比べ 198 人減少した。受験率は 83.7%で、前年度に比べ 0.2 ポイント低下した。

最終合格者数は 210 人で前年度に比べ 20 人減少し、競争倍率は 5.1 倍で、前年度に比べ 0.4 ポイント低下した。

(過去 5 年間の実績)

年度	項目 申込者数	申込者 増減数	受験 者数	受験者 増減数	受験率 (%)	合格者数		最終合格 者増減数	競争倍率
						一次試験	最終		
令和元年度	1,432	△246	1,260	△169	88.0	258	170	4	7.4
令和2年度	1,535	103	1,283	23	83.6	274	206	36	6.2
令和3年度	1,568	33	1,327	44	84.6	286	184	△22	7.2
令和4年度	1,516	△52	1,272	△55	83.9	312	230	46	5.5
令和5年度	1,283	△233	1,074	△198	83.7	314	210	△20	5.1

(イ) 中級試験

中級試験は、短期大学卒業程度の能力を有する者を対象とした試験である。試験区分は、県立学校事務Ⅰ、県立学校事務Ⅱ及び市町村立学校事務の 3 区分となっている。

令和 5 年度試験の申込者総数は 453 人で、前年度に比べ 90 人減少し、受験者総数は 297 人で前年度に比べ 71 人減少した。受験率は 65.6%で、前年度に比べ 2.2 ポイント低下した。

最終合格者数は 56 人で前年度に比 9 人増加し、競争倍率は 5.3 倍で、前年度に比べ 2.5 ポイント低下した。

(過去 5 年間の実績)

年度	項目 受験申込者数	申込者 増減数	受験 者数	受験者 増減数	受験率 (%)	一次試験 合格者数	最終合 格者数	最終合格 者増減数	競争倍率
令和2年度	707	171	507	123	71.7	45	23	△2	22.0
令和3年度	647	△60	458	△49	70.8	50	25	2	18.3
令和4年度	543	△104	368	△90	67.8	84	47	22	7.8
令和5年度	453	△90	297	△71	65.6	86	56	9	5.3

(ウ) 初級試験

初級試験は、高等学校卒業程度の能力を有する者を対象とした試験である。試験区分は、一般事務、土木、農業土木及び警察事務の4区分となっている。

令和5年度試験の申込者総数は446人で、前年度に比べ247人減少し、受験者総数は199人で前年度に比べ81人減少した。受験率は44.6%で、前年度に比べ4.2ポイント上昇した。

最終合格者数は10人で前年度に比べ7人減少し、競争倍率は19.9倍で、前年度に比べ3.4ポイント上昇した。

(過去5年間の実績)

年度	項目	受験申込者数	申込者増減数	受験者数	受験者増減数	受験率(%)	一次試験合格者数	最終合格者数	最終合格者増減数	競争倍率
令和元年度		947	43	752	290	79.4	37	9	△15	83.6
令和2年度		742	△205	398	△354	53.6	33	17	8	23.4
令和3年度		747	△5	349	△49	46.7	42	14	△3	24.9
令和4年度		693	△54	280	△69	40.4	31	17	3	16.5
令和5年度		446	△247	199	△81	44.6	20	10	△7	19.9

(エ) 警察官A試験

警察官A試験は、大学卒業者又は卒業見込者を対象とした試験である。試験区分は、男性及び女性の2区分となっている。

令和5年度試験の申込者総数は219人で、前年度に比べ73人減少し、受験者総数は166人で前年度に比べ47人減少した。受験率は75.8%で、前年度に比べ2.9ポイント上昇した。

最終合格者数は38人で前年度に比べ5人上昇し、競争倍率は4.4倍で、前年度に比べ2.1ポイント減少した。

(過去5年間の実績)

年度	項目	受験申込者数	申込者増減数	受験者数	受験者増減数	受験率(%)	一次試験合格者数	最終合格者数	最終合格者増減数	競争倍率
令和元年度		482	△74	341	△64	70.7	160	49	△11	7.0
令和2年度		343	△139	278	△63	81.0	207	58	9	4.8
令和3年度		385	42	264	△14	68.6	132	53	△5	5.0
令和4年度		292	△93	213	△51	72.9	109	33	△20	6.5
令和5年度		219	△73	166	△47	75.8	87	38	5	4.4

(オ) 警察官B試験

警察官B試験は、大学卒業者（卒業見込者を含む。）以外を対象とした試験である。試験区分は、男性及び女性の2区分となっている。

令和5年度試験の申込者総数は566人で、前年度に比べ228人減少し、受験者総数は271人で前年度に比べ132人減少した。受験率は47.9%で、前年度に比べ2.9ポイント低下した。

最終合格者数は31人で前年度に比べ41人減少し、競争倍率は8.7倍で前年度に比べ3.1ポイント上昇した。

(過去5年間の実績)

年度	項目 受験申込者数	申込者 増減数	受験 者数	受験者 増減数	受験率 (%)	一次試験 合格者数	最終合 格者数	最終合格 者増減数	競争倍率
令和元年度	965	△174	555	△128	57.5	197	48	△6	11.6
令和2年度	872	△93	531	△24	60.9	249	67	19	7.9
令和3年度	950	78	539	8	56.7	271	89	22	6.1
令和4年度	794	△156	403	△136	50.8	172	72	△17	5.6
令和5年度	566	△228	271	△132	47.9	115	31	△41	8.7

(カ) 障害者を対象とした採用選考試験

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）の趣旨に基づき、障害者の雇用の促進を図ることを目的とした選考試験である。試験区分は、一般事務の1区分となっている。

令和5年度試験の申込者数は42人で、前年度と比べ1人減少し、受験者数は34人で前年度に比べ1人減少した。受験率は81.0%で、前年度に比べ0.4ポイント低下した。

最終合格者数は9人で前年度に比べ2人減少し、競争倍率は3.8倍で前年度に比べ0.6ポイント上昇した。

(過去5年間の実績)

年度	項目 受験申込者数	申込者 増減数	受験 者数	受験者 増減数	受験率 (%)	一次試験 合格者数	最終合 格者数	最終合格 者増減数	競争倍率
令和元年度	38	19	32	18	84.2	13	8	3	4.0
令和2年度	38	0	35	3	92.1	14	7	△1	5.0
令和3年度	45	7	39	4	86.7	14	6	△1	6.5
令和4年度	43	△2	35	△4	81.4	22	11	5	3.2
令和5年度	42	△1	34	△1	81.0	16	9	△2	3.8

(キ) 試験成績情報の提供

沖縄県人事委員会では、個人情報保護法（平成15年法律第57号）に基づき、受験者本人の同意があるとき又は本人に提供するときは、受験者の得点及び順位の情報を提供する。

令和5年度の情報提供件数は次のとおり。

試験種類	開示した内容	件数
上級	第一次試験の試験種目別得点、合計得点及び順位	125
	第二次試験の試験種目別得点、総合得点及び総合順位	148
中級	第一次試験の試験種目別得点、合計得点及び順位	38
	第二次試験の試験種目別得点、総合得点及び総合順位	34
初級	第一次試験の試験種目別得点、合計得点及び順位	12
	第二次試験の試験種目別得点、総合得点及び総合順位	6
警察官A	第一次試験の試験種目別得点、合計得点及び順位	14
	第二次試験の試験種目別得点、総合得点及び総合順位	57
警察官B	第一次試験の試験種目別得点、合計得点及び順位	12
	第二次試験の試験種目別得点、総合得点及び総合順位	57
障害者を対象とした選考試験	第一次試験の試験種目別得点、合計得点及び順位	3
	第二次試験の試験種目別得点、総合得点及び総合順位	6

イ 採用試験の実施日程

令和5年度採用試験の実施日程は、次のとおりである。

試験種類	試験公告日	受付期間	第一次試験日	第一次試験合格発表日	第二次試験日	最終合格発表日
上級	4月21日(金)	4月28日(金) ～ 5月19日(金)	6月18日(日)	6月30日(金)	7月8日(土) ～ 8月9日(水)	8月25日(金)
中級	4月21日(金)	7月10日(月) ～ 7月31日(月)	9月24日(日)	10月6日(金)	10月22日(日) ～ 11月9日(木)	11月24日(金)
初級	4月21日(金)	7月10日(月) ～ 7月31日(月)	9月24日(日)	10月6日(金)	10月22日(日) ～ 11月9日(木)	11月24日(金)
警察官A	4月21日(金)	4月28日(金) ～ 5月19日(金)	7月8日(土) ～ 7月9日(日)	7月21日(金)	8月15日(火) ～ 8月18日(金)	9月22日(金)
警察官B	4月21日(金)	7月3日(月) ～ 8月10日(木)	10月14日(土) ～ 10月15日(日)	10月27日(金)	11月11日(土) ～ 11月28日(火)	12月15日(金)
障害者を対象とした選考試験	公告対象外	7月10日(月) ～ 7月31日(月)	10月15日(日)	10月27日(金)	11月10日(金) ～ 11月16日(木)	12月1日(金)

ウ 採用試験の対象職及び給料月額

試験種類ごとの対象となる職及び給料月額は、次のとおりである。

給料月額

試験種類	対象	給料月額
上級	行政職給料表、病院事業行政職給料表 及び企業職給料表を適用する職	196,200円
	研究職給料表を適用する職	210,100円
中級	行政職給料表を適用する職	179,100円
初級	行政職給料表、病院事業行政職給料表 及び企業職給料表を適用する職	166,600円
警察官A	公安職給料表を適用する職	224,600円
警察官B	公安職給料表を適用する職	191,800円
障害者を対象とした選考試験	行政職給料表、病院事業行政職給料表 及び企業職給料表を適用する職	162,100円

※ 給料月額は、令和6年3月31日現在のものである。

エ 採用試験の受験資格

令和5年度採用試験の受験資格は、次のとおりである。

試験種類	受験資格
上級	<p>1 次のいずれかに該当する者</p> <p>(1) 昭和63年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた者(学歴不問)</p> <p>(2) 平成14年4月2日以降に生まれた者で大学を卒業したもの又は令和6年3月までに大学を卒業する見込みのもの(人事委員会が同等の資格があると認めるものを含む。)</p> <p>※「心理」の試験区分については、1に加え、大学において心理学を専修する学科もしくはこれに相当する課程を修めて卒業した又は令和6年3月までに卒業見込みであること。</p> <p>※「社会福祉」の試験区分については、1に加え、次のいずれかに該当する者</p> <p>(1) 社会福祉士となる資格を有する者</p> <p>(2) 社会福祉主事としての任用資格を有する者又は令和6年3月までに当該任用資格を取得する見込みの者</p> <p>※「警察事務」及び「警察科学(化学)」の試験区分については、1に加え、日本国籍を有する者</p>
中級	<p>1 平成2年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた者(学歴不問)</p> <p>※「県立学校事務Ⅱ」の試験区分については、1に加え、図書館法に規定する司書となる資格を有する者又は令和6年3月までに当該資格を取得する見込みの者</p>
初級	<p>1 平成14年4月2日から平成18年4月1日までに生まれた者(大学における在学期間が2年を超える者を除く。)</p> <p>※「警察事務」の試験区分については、1に加え、日本国籍を有する者</p>
警察官A	<p>1 次のいずれにも該当する者</p> <p>(1) 平成6年4月2日から平成18年4月1日までに生まれた者</p> <p>(2) 大学を卒業した者又は令和6年3月までに大学を卒業する見込みの者(人事委員会が同等の資格があると認める者を含む。)</p> <p>(3) 日本国籍を有する者</p>
警察官B	<p>1 次のいずれにも該当する者</p> <p>(1) 平成6年4月2日から平成18年4月1日までに生まれた者</p> <p>(2) 次の要件に該当しない者 大学を卒業した者又は令和6年3月までに大学を卒業する見込みの者(人事委員会が同等の資格があると認める者を含む。)</p> <p>(3) 日本国籍を有する者</p>
障害者を対象とした選考試験	<p>1 次のいずれにも該当する者</p> <p>(1) 昭和63年4月2日から平成18年4月1日までに生まれた者</p> <p>(2) 次の手帳等の交付を受けている者</p> <p>ア 身体障害者手帳又は身体障害を有する旨の診断書・意見書</p> <p>イ 療育手帳又は知的障害者であることの判定書</p> <p>ウ 精神障害者保健福祉手帳</p> <p>※手帳等は、受験申込日及び受験当日において有効であることが必要</p>

※法第16条の欠格事項に該当する者は、受験できない。

※「大学」とは、学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する大学(短期大学を除く)をいう。

オ 採用試験の実施方法

令和5年度採用試験の実施方法は、次のとおりである。

試験種類	第一次試験	第二次試験	資格調査
上級	教養試験 (事務系) 択一式50問(2時間30分) (技術系) 択一式30問(2時間) 専門試験 択一式40問(2時間)	口述試験 個別面接 集団討論(上級) 論文試験(上級・中級) 1,000字以内(2時間) 作文試験(初級) 600字以内(1時間)	受験資格の有無、 申込書記載事項の 真否等
中級	教養試験 択一式50問(2時間30分) 専門試験 択一式40問(2時間)		
初級	教養試験 択一式50問(2時間30分) 専門試験(土木・農業土木) 択一式40問(2時間)		
警察官A 警察官B	教養試験 択一式50問(2時間30分) 体力検査I 20メートルシャトルラン	口述試験 個別面接 論文試験(警察官A) 1,000字以内(2時間) 作文試験(警察官B) 600字以内(1時間) 身体検査(医療機関で検査) 聴力、視力、色覚 身体測定 身体の諸機能 体力検査II 腕立て伏せ、反復横跳び、 上体起こし 資格加点 救急救命士、語学、簿記、 情報処理、武道等の資格	
障害者を対象 とした選考試験	教養試験 択一式40問(2時間)	口述試験 個別面接 作文試験 600字以内(1時間)	

カ 採用試験の実施結果

令和5年度採用試験の実施結果は、次のとおりである。

試験種類	試験区分	採用 予定数	申込 者数 (A)	受験 者数 (B)	受験率 (%) (B/A×100)	第一次 合格者	最終 合格者 (C)	競争率 (倍) (B/C)	採用候補者名簿登載者		
									採用 者数	辞退者 等数	未採用 者数
上級	行政	70	850	709	83.4	170	108	6.6	67	41	0
	心理	1	21	18	85.7	4	1	18.0	0	1	0
	社会福祉	18	53	50	94.3	24	20	2.5	20	0	0
	電気	6	25	21	84.0	14	8	2.6	5	3	0
	機械	4	12	11	91.7	4	3	3.7	3	0	0
	土木	34	42	39	92.9	22	15	2.6	8	7	0
	建築	9	17	13	76.5	6	6	2.2	5	1	0
	化学	5	15	13	86.7	6	3	4.3	3	0	0
	農業	12	30	26	86.7	20	14	1.9	11	3	0
	農業土木	5	9	5	55.6	4	4	1.3	1	3	0
	農芸化学	4	11	8	72.7	7	4	2.0	4	0	0
	畜産	3	10	10	100.0	3	2	5.0	2	0	0
	林業	3	11	6	54.5	2	1	6.0	1	0	0
	水産	3	8	7	87.5	4	3	2.3	3	0	0
	病院事務	12	66	56	84.8	15	14	4.0	5	9	0
	警察事務	1	82	66	80.5	4	2	33.0	1	1	0
	警察科学(化学)	1	21	16	76.2	5	2	8.0	1	0	1
小計			1,283	1,074	83.7	314	210	5.1	140	69	1
中級	県立学校事務Ⅰ	4	148	83	56.1	12	8	10.4	6	2	0
	県立学校事務Ⅱ	4	41	36	87.8	9	5	7.2	4	1	0
	市町村立学校事務	27	264	178	67.4	65	43	4.1	29	14	0
	小計			453	297	65.6	86	56	5.3	39	17
初級	一般事務	5	298	126	42.3	10	7	18.0	4	3	0
	土木	8	13	9	69.2	3	1	9.0	1	0	0
	農業土木	4	12	6	50.0	1	1	6.0	0	1	0
	警察事務	1	123	58	47.2	6	1	58.0	0	1	0
	小計			446	199	44.6	20	10	19.9	5	5
合計			2,182	1,570	72.0	420	276	5.7	187	88	1
警察官	警察官A(男性)	23	171	134	78.4	65	28	4.8	23	5	0
	警察官A(女性)	8	48	32	66.7	22	10	3.2	8	2	0
	警察官B(男性)	18	409	214	52.3	90	23	9.3	21	2	0
	警察官B(女性)	6	157	57	36.3	25	8	7.1	8	0	0
	小計			785	437	55.7	202	69	6.3	60	9
総計			2,967	2,007	67.6	622	345	5.8	244	100	1

障害者を対象とした選考試験

一般事務	8	42	34	81.0	16	9	3.8	9	0	0
------	---	----	----	------	----	---	-----	---	---	---

※「採用候補者名簿登載者」…令和6年4月1日現在

キ 採用候補者名簿登載者の状況

令和5年度採用候補者名簿登載者の状況は、次のとおりである。

試験種類	試験区分	名簿登載者数	学歴				年齢※																			
			大学卒者※	短大卒者※	高卒者※	中卒者・その他	18歳	19歳	20歳	21歳	22歳	23歳	24歳	25歳	26歳	27歳	28歳	29歳	30歳	31歳	32歳	33歳	34歳	35歳		
上級	行政	108	106	1	1					52	17	14	4	6	5	3		1			1	1	2	2		
	心理	1	1							1																
	社会福祉	20	4							4	1	2	2		3	2		1	3				1	1		
	電気	8	8							4		1	1										2			
	機械	3	3								1	2														
	土木	15	15							8	2		1			2							1	1		
	建築	6	5			1				3	1		1													
	化学	3	3									1		1										1		
	農業	14	14							2	2	2	2	2	1			1						2		
	農業土木	4	4							2		1	1													
	農芸化学	4	4										3			1										
	畜産	2	2							2																
	林業	1	1									1														
	水産	3	3										1										2			
	病院事務	14	14							1	2	5		1	2		1						2			
	警察事務	2	2								1	1														
	警察科学(化学)	2	2									2														
小計	210	207	1	1	1				79	28	32	16	10	11	7	2	3	3	1	6	6	6	6			
中級	県立学校事務Ⅰ	8	6		2			1	1	1	1					1		1			1					
	県立学校事務Ⅱ	5	5						1				2	2												
	市町村立学校事務	43	37	1	5			3	11	8	7	2	3	3				2	1	3						
	小計	56	48	1	7			1	4	13	9	8	2	5	5		1	3	1	4						
初級	一般事務	7		1	6			5	2																	
	土木	1			1	1																				
	農業土木	1			1	1																				
	警察事務	1			1			1																		
	小計	10		1	9	2		5	3																	
計	276	255	3	17	1	2	6	7	92	37	40	18	15	16	7	3	3	6	2	10	6	6	6			
警察官	警察官A(男性)	28	28						14	5	3	6														
	警察官A(女性)	10	10						3	2	1		4													
	警察官B(男性)	23			23	2	3	8	3	5		1			1											
	警察官B(女性)	8			8	3	1	3				1														
	小計	69	38		31	5	4	11	3	22	7	6	6		4		1									
合計	345	293	3	48	1	7	4	17	10	114	44	46	24	15	20	7	4	3	6	2	10	6	6			

障害者を対象とした選考試験

一般事務	9	8		1					2			2		1	2						1	1	
------	---	---	--	---	--	--	--	--	---	--	--	---	--	---	---	--	--	--	--	--	---	---	--

※「年齢」は、令和6年4月1日現在のもの。

※「大学卒者」、「短大卒者」及び「高卒者」は、それぞれ卒業見込者を含む。

※「大学卒者」は、大学院の卒業者、卒業見込者及び在学者を含む。

ク 採用選考

職員の採用は、競争試験で行うことが原則であるが、競争試験によって採用することが適当でない職種については、選考で行うことができるとされている。

職員の任用に関する規則は、選考によることができるものとして、組織上の職（部長、統括監、課長、班長、主査等）、法令に定める資格又は免許を必要とする職（医師、看護師等）、警察官の階級上の職のうち巡査部長以上の職、現業職員の職、その他人事委員会が競争試験によることが適当でないと認める職などを規定している。

選考は、原則として人事委員会が行うが、警察官の階級上の職のうち警部以下の職（人事交流による場合に限る。）、現業職員の職等への採用についての選考の権限は、任命権者に委任している。

令和5年度に人事委員会が行った採用選考の状況は、次のとおりである。ただし、障害者採用選考を除く（前項キを参照）。

職	選考申請人員					選考承認人員
	知事部局	教育委員会	警察本部	病院事業局	計	
統括監級	2				2	2
課長級		5	6	0	12	12
班長級	1	3		3	6	6
主査級	7	23	10	10	50	50
主事・主任級	3	11	8	12	34	34
学芸員	2				2	2
保健師	9				9	9
精神保健福祉士						
獣医師	5				5	5
学校栄養職員		1			1	1
診療科部長・副部長						
医長						
医師	2			59	61	61
看護師				119	119	119
薬剤師	1			12	13	13
診療放射線技師						
臨床検査技師				3	3	3
臨床工学技士				4	4	4
理学療法士				3	3	3
管理栄養士				7	7	7
航海士						
通信長						
機関士						
機関員		1			1	1
司厨員						
甲板員		2			2	2
計	32	46	24	232	334	334

(2) 昇任試験の状況

ア 警察官昇任試験の実施状況

警察官の昇任試験の実施等については、職員の任用に関する規則第36条第1項の規定に基づき警察本部長に委任している。

令和5年度に警察本部長が実施した昇任試験の状況は、次のとおりである。

区分	受験資格	試験日	申込者	受験者	第一次合格者	第二次合格者	最終合格者	競争率
巡査部長	在級年数： (大学卒) 巡査の階級に3年以上在級している者 (短大卒) 巡査の階級に4年以上在級している者 (その他) 巡査の階級に5年以上在級している者 術科：銃剣道いずれかの有段者で、かつ逮捕術、拳銃、救急法及び鑑識の技能検定級位取得が初級以上の者であること。	第一次試験 令和5年5月27日(土) 第二次試験 令和5年6月16日(金) 第三次試験 令和5年8月7日(月) ～8月8日(火)	622	604	90	55	41	15.2
警部補	在級年数： (大学卒) 巡査部長の階級に2年以上在級している者 (短大卒) 巡査部長の階級に3年以上在級している者 (その他) 巡査部長の階級に4年以上在級している者 術科：銃剣道いずれかの有段者で、かつ逮捕術、拳銃、救急法及び鑑識の技能検定級位取得が初級以上の者であること。	第一次試験 令和5年6月10日(土) 第二次試験 令和5年7月3日(月) 第三次試験 令和5年8月4日(金) ～8月7日(月)	565	519	81	50	33	15.7
警部	在級年数：警部補の階級に4年以上在級している者 術科：銃剣道いずれかの有段者で、かつ逮捕術、拳銃、救急法及び鑑識の技能検定級位取得が初級以上の者であること。	第一次試験 令和5年6月17日(土) 第二次試験 令和5年7月19日(水) 第三次試験 令和5年9月19日(火) ～9月20日(水)	401	370	74	35	22	16.8

※ 在級期間の計算

休職、療養又は育児休業期間が6か月を超える場合、これらの期間を除く。

イ 昇任選考の状況

組織上の職（部長、統括監、課長、班長、主査等）、法令に定める資格又は免許を必要とする職（医師、看護師等）、警察官の階級上の職のうち警視の職その他人事委員会が選考によることが適当であると認める職等への昇任については、選考により行うものとしている。

なお、(1)組織上の職が主査及びこれに相当する職以下の職、(2)警察官の階級上の職のうち、警部、警部補及び巡査部長の職、(3)公務上の負傷若しくは疾病によって死亡し、又は著しい障害の状態となった者の上位の職、(4)20年以上勤務して退職する者で、在職中の人事評価が特に優れていると認められるものの上位の職、(5)上記(3)、(4)に準ずる者と認められるものの上位の職への昇任についての選考は、任命権者に委任することとしている。

令和5年度に人事委員会が行った昇任選考の状況は、次のとおりである。

職	採用選考者数							計
	知事部局	企業局	病院 事業局	教育 委員会	警察 本部	監査委員 事務局	人事委員会 事務局	
部長級	12		2		4	1		20
統括監級	17	1	6	5	1	1	1	31
課長級	37	2	12	10	13			74
班 長 級	班長(主幹、課長補佐、学校事務長、県立病院課長等を含む)	71	6	3	27	7		114
	部長・副部長(医師)			12				12
	看護師長(看護主幹、副看護部長含む)			18				18
	技師長(薬局長、副薬局長、副技師長・室長、主幹含む)			5				5
主査級								
主任級	1							
計	138	9	58	42	25	2	1	274

(3) 臨時的任用

法第22条の3第1項では、「任命権者は、人事委員会規則で定めるところにより、緊急の場合、臨時の職に関する場合又は採用候補者名簿がない場合においては、人事委員会の承認を得て、6月を超えない期間で臨時的任用を行うことができる」と規定されている。

これを受け、職員の任用に関する規則では、臨時的任用を行うことができる場合として、ア 災害その他重大な事故のため、当該職に採用、昇任、転任又は降任の方法により職員を任命するまでの間、欠員にしておくことができない緊急の場合

イ 当該職が臨時的任用を行う日から1年以内に廃止されることが予想される臨時のものである場合

ウ 当該職に対する任用候補者の提示の請求に対し、人事委員会から適当な任用候補者がいない旨の通知を受けた場合、任用候補者の数が採用し、若しくは昇任させるべき者の数に4人を加えた数に足りない旨の通知を受けた場合又は提示された者のうち当該採用又は当該昇任の志望者が5人に満たない場合で、人事委員会から他に適当な任用候補者がいない旨の通知を受けた場合

と、定めている。

臨時的任用を行う場合は、人事委員会の承認を得なければならないが、ア及びウの場合並びにイに該当する臨時的任用が職員の産前休暇、産後休暇、病気休暇又は介護休暇に伴う当該職員の代替業務に従事する職への任用に係るものである場合は、人事委員会の承認があったものとみなしている。

また、臨時的任用の期間は、6月を超えない期間で更新することができ、この場合も人事委員会の承認があったものとみなしている。

令和4年度における臨時的任用に係る承認状況（みなし承認を除く。）は、次のとおりである。

職名	知事部	教育委員会	病院事業局	警察本部	計
主事	25		4	10	38
事務主事		1			1
臨床検査技師			2		1
診療放射線技師			2		2
医師			1		1
計	25	1	9	10	43

(4) 公益的法人等への職員の派遣等

地方公共団体における職員派遣に統一的なルールを設定し、職員派遣の適正化、手続の透明化を図ること等を目的として、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）が制定され、これに伴い、沖縄県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年沖縄県条例第45号）が制定された。

同条例及び同条例に基づく沖縄県公益的法人等への職員の派遣等に関する規則（平成14年沖縄県人事委員会規則第2号）において、職員を派遣（退職派遣を含む。）することのできる団体を次のとおり定めている。

（令和6年3月31日現在）

条例第2条第1項第2号
地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第8条第1項第5号に規定する一般地方独立行政法人のうち、県が設立したもの

規則別表第2（第2条関係）
学校法人沖縄科学技術大学院大学学園
社会福祉法人沖縄県社会福祉協議会
日本赤十字社
沖縄県農業共済組合
沖縄県土地改良事業団体連合会
全国漁業信用基金協会
沖縄県土地開発公社
日本下水道事業団
沖縄県住宅供給公社

規則別表第1（第2条関係）
公益社団法人沖縄県地域振興協会
公益財団法人沖縄科学技術振興センター
公益財団法人おきなわ女性財団
公益財団法人沖縄県保健医療福祉事業団
一般社団法人沖縄県農業会議
公益財団法人沖縄県農業振興公社
公益社団法人沖縄県糖業振興協会
公益財団法人沖縄県畜産振興公社
一般財団法人沖縄県水産公社
一般社団法人沖縄県漁港漁場協会
公益財団法人沖縄県産業振興公社
一般財団法人沖縄ITイノベーション戦略センター
一般財団法人沖縄観光コンベンションビューロー
公益財団法人沖縄県文化振興会
公益財団法人国立劇場おきなわ運営財団
公益財団法人沖縄伝統空手道振興会
公益財団法人沖縄県スポーツ協会
公益財団法人沖縄県建設技術センター
一般財団法人沖縄美ら島財団
一般財団法人沖縄マリレジャーセイフティービューロー
公益財団法人暴力団追放沖縄県民会議

規則別表第3（第2条関係）
地方公共団体金融機構
地方税共同機構
公益社団法人地域医療振興協会

規則別表第4（第5条関係）
那覇空港ビルディング株式会社
沖縄県環境整備センター株式会社
株式会社沖縄県物産公社
久米島空港ターミナルビル株式会社
石垣空港ターミナル株式会社
沖縄都市モノレール株式会社

(5) 服務関係

ア 新規追加

職務に専念する義務の特例に関する規則（昭和 47 年沖縄県人事委員会規則第 4 号）第 2 条第 14 号又は第 15 号の規定により、職員が職務に専念する義務を免除される場合として、令和 5 年度は次のものを新たに承認した。

(ア) 第 14 号関係

- ・第 2 回全国実業団対抗テニス大会 ビジネスパルテニス九州予選（選手）
- ・第 50 回西日本実業団相撲選手権大会（監督・選手）
- ・特別国民体育大会（燃ゆる感動かごしま国体）ライフル射撃競技会（競技役員）

(イ) 第 15 号関係

令和 5 年度新規追加なし。

イ 廃止

令和 5 年 5 月 8 日人委第 76 号の改正により、第 15 条関係表 2 から次の事項を廃止した。

「職員が新型コロナワクチン接種を受ける場合又は当該ワクチン接種に関連性が高いと認められる症状により療養する必要がある、職員が勤務しないことがやむを得ないと所属長が認める場合」

4 給与関係業務

(1) 給与勧告の基本的考え方

ア 給与勧告の意義

給与勧告は、職員の労働基本権制約の代償措置として、職員に対し、社会一般の情勢に適応した適正な給与を確保する機能を有し、職員の士気を高め、人材の確保や労使関係等の安定に寄与するなど、能率的な行政運営を維持する上での基盤である。

イ 民間準拠方式の合理性

国や地方公共団体の職員の給与は民間企業と異なり、市場原理による給与決定が困難であることなどから、マイナス調整の場合も含め、民間企業の状況を反映させる形で決定することが最も合理的である。

ウ 公務員の身分保障

公務員の身分保障は、公務の中立性・安定性の確保を目的とするものであり、私企業からの隔離など罰則も伴う厳しい服務規律が課せられている。したがって、身分保障制度と給与水準とはそれぞれ別の次元の問題であり、公務員の給与は、その時々々の経済・雇用情勢を反映して決定される民間企業の給与水準に合わせていくことが最も合理的である。

(2) 公民の給与の比較について

ア 人事院と全国の人事委員会の共同により企業規模 50 人以上かつ事業所規模 50 人以上の事業所を対象に、約 11,900 事業所、約 46 万人の個人別給与を実地調査している。

本県における実地調査は、134 事業所、4,334 人の個人別給与を実地調査した。

イ 月例給については、公民の実際に支払われた令和 5 年 4 月分給与を調査（ベア中止、賃金カット等を行った企業の状況を含む。）し、職種、役職段階、学歴、年齢の給与決定要素を同じくする者同士を比較した。

ウ 特別給（ボーナス）については、令和 4 年 8 月から令和 5 年 7 月までの 1 年間の民間の支給月数と公務の年間支給月数を比較した。

(3) 令和 5 年職員の給与に関する報告及び勧告等

本委員会は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号。以下「法」という。）の規定に基づき、沖縄県職員の給与に関する条例（昭和 47 年沖縄県条例第 53 号）、沖縄県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成 14 年沖縄県条例第 51 号）及び沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成 14 年沖縄県条例第 52 号）の適用を受ける職員（以下「職員」という。）の給与、民間の給与、人事院の給与勧告その他職員の給与決定等に関する諸条件について調査検討を行い、令和 5 年 10 月 13 日に議会及び知事に対し職員の給与に関する報告及び勧告並びに公務運営の課題に関する報告を行った。

その概要は、次のとおりである。

ア 職員の給与

令和 5 年 4 月現在における職員の給与等の実態を把握するため、「令和 5 年職員給与等実態調査」を行った。

その結果、職員の総数は 20,353 人であり、その従事する職務の種類に応じ、行政職、公安職、海事職、教育職、研究職、医療職及び任期付の職について 9 種 10 給料

表が適用されている。

このうち各給料表の基準となっている行政職給料表の適用者は、4,713人であり、令和5年4月における平均給与月額、給料314,617円、扶養手当10,471円、その他21,137円の計346,225円となっている。また、その平均年齢は41.1歳、平均経験年数は18.2年、平均扶養親族数は0.8人、男女別構成は男性61.1%、女性38.9%、学歴別構成は大学卒78.4%、短大卒11.8%、高校卒9.8%、中学卒なしとなっている。

なお、職員全体の平均給与月額は、給料351,498円、扶養手当11,803円、その他21,956円の計385,257円である。また、その平均年齢は42.5歳、平均経験年数は19.8年、平均扶養親族数は1.0人、男女別構成は男性54.6%、女性45.4%、学歴別構成は大学卒81.5%、短大卒9.4%、高校卒9.0%、中学卒0.1%となっている。

イ 民間の給与

職員の給与と民間従業員の給与との比較・検討を行うため、人事院と共同して、企業規模50人以上、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所を対象として、層化無作為抽出法によって134事業所を抽出のうえ、「令和5年職種別民間給与実態調査」を行った。調査では、令和5年4月分として個々の従業員に支払われた給与月額等を実地に詳細に調査した。また、令和5年も引き続き、給与改定の状況等について調査を行った。

(ア) 給与改定の状況等

給与改定の状況は民間事業所においては、一般の従業員について、ベースアップを実施した事業所の割合は78.3%（昨年30.7%）となっており、ベースアップを中止した事業所はなかった（同3.4%）。

なお、ベース改定の慣行のない事業所の割合は21.7%（昨年64.8%）となっている。

また、一般の従業員について、定期に行われる昇給を実施した事業所の割合は71.0%（昨年67.3%）となっている。一方で、定期昇給を中止した事業所はない（同0.8%）ものの、定期昇給制度のない事業所の割合は29.0%（同31.8%）となっている。

(イ) 初任給の状況

初任給の状況については新規学卒者の採用を行った事業所は、大学卒で37.8%（昨年30.7%）、高校卒で14.4%（同12.9%）となっており、そのうち大学卒で52.0%（同23.4%）、高校卒で56.6%（同34.0%）の事業所で、初任給は増額となっている。

(ウ) 諸手当の支給状況

a 家族手当の支給状況

家族手当の支給状況については扶養家族の構成別の手当の平均支給月額は、配偶者について7,722円、配偶者と子1人について11,001円、配偶者と子2人について14,059円となっている。

b 特別給の支給状況

令和4年8月から令和5年7月までの1年間において、民間事業所で支払われた賞与等の特別給は、所定内給与月額の4.48月分となっている。

ウ 職員給与と民間給与との比較

前記の職員給与等実態調査及び職種別民間給与実態調査の結果に基づき、職員においては行政職給料表の適用者、民間においてはこれに相当する職種の者について、役職段階、学歴、年齢の給与決定要素を同じくする者同士の令和5年4月分の給与

額を対比させ、その較差を算出したところ、職員給与が民間給与を1人当たり平均3,340円(0.96%)上回っていた。

エ 物価及び生計費

(ア) 物価指数

令和5年4月の消費者物価指数(総務省)は、前年4月に比べ那覇市で3.9%、沖縄県で3.8%、全国で3.5%上昇している。

(イ) 標準生計費

本委員会が「家計調査」(総務省)等を基礎として算定した令和5年4月における那覇市の2人世帯、3人世帯及び4人世帯の標準生計費は、それぞれ110,250円、146,660円、183,080円となっている。

オ 本年の給与改定

職員の給与については、国、他の都道府県及び民間の給与水準に均衡させるとともに、社会一般の情勢に適応するよう措置する必要がある。

本年の職員給与及び民間給与の実態調査の結果、国家公務員の給与の改定に関する人事院勧告等、職員の給与決定に関する基礎的諸条件については、以上述べてきたとおりであり、本委員会は、職員の給与について、次のとおり報告した。

(ア) 給料表

給料表(教育職給料表(2)及び教育職給料表(3)を除く。)については、国家公務員の俸給表改定に関する人事院勧告に準じて改定すること。また、教育職給料表(2)及び教育職給料表(3)については、行政職給料表との均衡を考慮し、改定を行うこと。

(イ) 初任給調整手当

医師に対する初任給調整手当について、医療職俸給表(一)の改定状況を勘案した改定を行うこと。

(ウ) 期末手当及び勤勉手当

期末手当及び勤勉手当については、年間の支給月数を0.10月分引き上げ、4.50月分とすること。

支給月数の引上げ分は、本年度については12月期の勤勉手当を0.10月分引き上げ、令和6年度以降においては6月期及び12月期の勤勉手当が均等になるよう配分すること。

定年前再任用短時間勤務職員、任期付研究員及び特定任期付職員についても、この改定との均衡を考慮した措置を行うこと。

カ 勧告

本委員会は、前述(アからオまで)の職員の給与に関する報告に基づき、次の事項を実現するため、沖縄県職員の給与に関する条例(昭和47年沖縄県条例第53号)、沖縄県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成14年沖縄県条例第51号)及び沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成14年沖縄県条例第52号)を改正することを勧告した。

(ア) 沖縄県職員の給与に関する条例の改正

a 給料表

現行の給料表を別記第1(省略)のとおり改定すること。

b 諸手当

(a) 初任給調整手当

医療職給料表(1)の適用を受ける医師及び歯科医師に対する支給月額を415,600円とすること。

(b) 期末手当及び勤勉手当

① 令和5年12月期の支給割合

・特定幹部職員以外の職員

勤勉手当の支給割合を1.075月分とすること。定年前再任用短時間勤務職員については、期末手当の支給割合を0.7月分とし、勤勉手当の支給割合を0.5月分とすること。

・特定幹部職員

勤勉手当の支給割合を1.275月分とすること。定年前再任用短時間勤務職員については、期末手当及び勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.6月分とすること。

② 令和6年6月期以降の支給割合

・特定幹部職員以外の職員

6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.025月分とすること。定年前再任用短時間勤務職員については、6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ0.6875月分及び勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.4875月分とすること。

・特定幹部職員

6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.225月分とすること。定年前再任用短時間勤務職員については、6月及び12月に支給される期末手当及び勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.5875月分とすること。

(イ) 沖縄県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の改正

a 給料表

現行の給料表を別記第2のとおり改定すること。

b 期末手当

(a) 令和5年12月期の支給割合

期末手当の支給割合を1.75月分とすること。

(b) 令和6年6月期以降の支給割合

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.7月分とすること。

(ウ) 沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例の改正

a 給料表

現行の給料表を別記第3のとおり改定すること。

b 特定任期付職員の期末手当

(a) 令和5年12月期の支給割合

期末手当の支給割合を1.75月分とすること。

(b) 令和6年6月期以降の支給割合

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.7月分とすること。

(エ) 改定の実施時期

この改定は、令和5年4月1日から実施すること。ただし、(ア)のbの(b)の①、(イ)のbの(a)及び(ウ)のbの(a)についてはこの勧告を実施するための条例の公布の日から、(ア)のbの(b)の②、(イ)のbの(b)及び(ウ)のbの(b)については令和6年4月1日から実施すること。

キ 公務運営の課題に関する報告

本県は、コロナ禍からの経済回復が進む一方、物価の高騰、幅広い産業における人手不足、少子高齢化の進展や本土復帰後初となる人口の減少等、早急に取り組むべき課題が山積している。

このような社会経済情勢において、多様化・複雑化する行政ニーズに適切に対応し、質の高い行政サービスを提供し続けるためには、組織のパフォーマンスを最大化する必要があり、デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進による業務の効率化や利便性の向上等に取り組むとともに、Well-beingの実現を念頭に、職員一人一人が使命感とやりがいを高め、能力を十分に発揮し活躍できる勤務環境を整えることが重要である。

そのためには、長時間勤務の縮減や多様な働き方等に対応した勤務環境の整備にこれまで以上に取り組む、公務職場の魅力を高め、有為な人材の確保と育成の好循環につなげる努力が必要である。

これらを踏まえ、公務運営の課題に関し、次のとおり報告する。

(ア) 人材の確保及び育成

a 人材の確保

県民ニーズに的確・迅速に対応し、質の高い行政サービスを提供し続けるためには、高い志を持った有為な人材を継続的に確保していくことが重要である。

しかしながら、近年、全国と同様に職員採用試験の受験申込者数が減少傾向にあり、特に一部の技術系職種や免許等を要する職において、必要な数の人材確保が厳しい状況が続いている。また、採用試験合格者の辞退率も高い水準で推移しており、職員採用を取り巻く環境は、今後、ますます厳しくなることが予想される。

これに対処するため、国や他の都道府県を参考に、新たな採用試験のあり方を検討しているところであるが、特に、受験者確保のため、公務員志望者のみならず、広く民間企業志望者の受験意欲も喚起するような、働く環境や処遇の改善、公務の魅力の発信といった、選ばれる組織となるための取組を検討していく必要がある。

b 人材の育成

少子高齢化への対応や災害・感染症への対策強化のほか、働き方改革やDXの推進など、行政に求められる役割や職員の働き方は大きな変革を求められているところであり、また、国においても、「人材確保、人材育成、適正配置・処遇、職場環境の整備」という四つの要素を柱とした「人材マネジメント」の必要性を打ち出したところである。これらを踏まえて、沖縄県においても、改めて人材の重要性を認識するとともに、職員の成長や活躍を促し、その能力の発揮が組織力の向上につながるような、新たな人材育成基本方針の策定に取り組んでいただきたい。

c 女性と障害者の活躍推進

特定事業主行動計画に基づく女性職員の積極的な登用等は、組織の活性化を図っていく上で重要な取組であることから、今後も目標達成に向けて取り組んでいく必要がある。

障害者の採用については、障害者の雇用の促進等に関する法律の趣旨を踏まえ、引き続き任命権者における積極的な採用が求められているところである。採用に際しては、既存の職に充てるだけでなく、障害特性に応じた職務の切出

し、短時間勤務、適当な職の新設等も含めた多様な勤務のあり方を踏まえて検討する必要がある。

加えて、障害者職員に対する合理的配慮については、当該職員と職場の双方にとって有益であり、職場環境の改善にもつながるものであることから、今後研修等を通じて適切な運用に努めていただきたい。

d 能力及び実績に基づく人事管理の推進

人事評価制度は、任用、給与、分限等の人事管理の基礎として活用するものであり、導入によって評価者と被評価者の意思疎通が図られ、業務目標の共有化や職務上の相談・助言等の円滑化に効果がある。また、勤務実績をより客観的に把握できるようになり、適切な処遇と指導につながっている。

人事評価を職員の意欲と能力の更なる向上や組織の活性化に資するものとするためには、制度の理解と評価への納得度が重要であることから、評価者の評価技術や指導能力の向上を図るとともに、被評価者の制度に対する理解を深める研修を充実させていくことが必要である。

(イ) 勤務環境の整備

a 長時間勤務の是正と勤務実態の適正把握

長時間勤務の是正は、職員の心身の健康保持、ワーク・ライフ・バランスの推進はもとより、公務能率の向上を図る上で重要な課題である。

本県においては、令和2年4月から人事委員会規則等により職員に時間外勤務等の命令を行うことができる上限時間を設けている。

任命権者は、管理監督者が職員に対し上限を超えて時間外勤務等を命じた場合は、それが公務の運営上真にやむを得なかったのかどうかについて事後に検証し、職員の健康と福祉を確保するため、改善に向けた対策を講じなければならないこととなっているが、十分に組み込まれていない状況にあるため、早急に取り組む必要がある。

上限を超えた時間外勤務等の検証を行うためには、勤務管理システム等を活用し、客観的な記録により時間外勤務時間を把握することが有効であり、管理監督者においては、客観的な勤務の記録を検証し、業務配分の点検等負担軽減のための取組をきめ細かく行う必要がある。

また、時間外上限時間の特例となる他律的業務の指定については、指定後速やかに全ての職員に周知しなければならないことにも留意する必要がある。

全国的にも課題となっている教職員の長時間勤務の是正について、国においては、更なる働き方改革、教師の処遇改善のあり方等について議論しているところである。

本県教育委員会においては、本年4月に「働き方改革推進課」を設置したところであり、同委員会で定める「沖縄県教職員働き方改革推進プラン」や「県立学校の教育職員の勤務時間の上限に関する方針」に基づく働き方改革の実現に向け、関係団体や地域との連携を図りながら、実効性のある取組を推進していただきたい。

併せて、議会对応や予算・人事・企画等の全庁的な業務については、デジタル技術の活用による効率化はもとより、関係機関が職員の勤務実態の検証結果等を踏まえながら、協力して取り組むことが重要である。議会におかれても、職員の時間外勤務の縮減に配慮いただいているところであるが、今後とも引き続き御理解と御協力をお願いしたい。

それぞれの部署において、業務の再配分や合理化等を進めてもなお恒常的に

長時間の時間外勤務等を命じざるを得ない場合は、業務の質と量に応じた職員配置を行う必要がある。また、長時間の時間外勤務によって健康障害を引き起こすリスクが高いと判断される職員については、人事異動を含めたあらゆる方策を検討し、適時に実施するべきである。

b 多様なワークスタイル・ライフスタイルの実現

職員が希望するワークスタイル・ライフスタイルを実現するためには、長時間勤務の是正はもとより、職員の希望や事情に応じたより柔軟な働き方が可能な環境を整備し、出産や育児のほか、介護、自己啓発等各職員のライフステージに即した支援制度が十分に活用されることも重要である。

フレックスタイム制、テレワークを含めた柔軟な働き方は、職員一人一人の能力発揮やワーク・ライフ・バランスの実現、健康確保を通じた公務職場の魅力向上につながるほか、公務能率の向上にも資するものであると考えられることから、本県においても、他の都道府県の状況等も踏まえ検討する必要がある。

なお、人事院においては、勤務時間の総量を維持した上で、週1日を限度に勤務時間を割り振らない日を設定することができる措置の対象を育児や介護をする職員以外の職員にも拡大するようフレックスタイム制を見直すこととしている。

また、勤務間のインターバルの確保については職員の健康保持のために有用であるとして、人事院は新たに努力義務を設けることとしている。仕事と生活の調和のとれた働き方を追求するためにも重要であることから、本県においても検討する必要がある。

これらの制度の導入に当たっては、業務体制の見直しや業務合理化等による時間外勤務の縮減、人員配置の最適化等が重要であり、組織全体として業務の削減・合理化に積極的に取り組むことが必要である。

赴任に際し、転居を必要とする職員の住環境については、今後とも実態把握に努め、人事異動の円滑化に資する取組を継続していく必要がある。

c 心身の健康管理

職員の心身の健康の保持や増進に取り組むことは、公務遂行能力の維持向上や活力ある組織づくりのみならず、職場の魅力を高め、多様で有為な人材を確保する観点からも非常に重要である。

近年、労働者の健康を重要な経営資源ととらえ、積極的に労働者の健康増進に取り組む「健康経営」を導入する企業が増加しており、本県でも、職員の健康保持・増進、働きがいのある職場づくりに取り組むため、令和4年に「うちな一健康経営宣言」を行っている。任命権者は職員の Well-being を実現するため、職員の健康管理に係る施策について積極的かつ着実に推進する必要がある。

職員の病気休職や長期の病気休暇に占める精神性疾患の割合は増加傾向にある。精神性疾患の要因は、仕事や人間関係、家庭等に存在し、複合的なものと考えられるが、職場における要因は職員自身の力だけでは取り除くことができない場合が多い。相談体制の更なる強化を図り、職員に十分に周知するとともに、管理監督者及び職員に対する研修等を実施し、迅速で的確なメンタルヘルスクエアを行うことが重要である。

また、産業医の面接指導においては、月100時間を超える時間外勤務等を行った職員や長期間にわたり過重労働が続いている職員、心理的負荷の大きい職員については、本人の申出がない場合でも産業医の面接指導を行う等、取組の拡充・強化を検討していただきたい。

ストレスチェックについては、一層の受検率の向上に努め、集団分析結果を職場の環境改善に活用するよう促していくことが重要である。

d ハラスメントの防止

昨年度に人事委員会が受け付けた職員からの苦情相談のうち、相談内容として最も多いのはハラスメント関係で、全体の約半数（51.5%）を占めている。

職場におけるハラスメントは、職場環境を悪化させ、心の健康に悪影響を及ぼし、勤労意欲の低下につながることから、各任命権者とも指針等を定めて防止に取り組んでいるところである。

ハラスメントを防止するためには、職員がハラスメントの定義を理解するとともに、職員の尊厳、人格を傷つけるハラスメント行為は懲戒事由に当たることを認識する必要がある。

任命権者においては、職員が加害意識のないままハラスメント行為を行うことがあることを踏まえ、定期的な研修等により、組織を挙げて不適切な言動を行わない、行わせない意識啓発を図ることが重要である。また、ハラスメント事案発生時に迅速かつ適切な対応ができるよう、引き続き相談体制の充実に努める必要がある。

(ウ) 定年年齢の引上げに関連する制度の適正な運用

将来にわたり質の高い行政サービスを安定的に提供できる体制を確保するため、定年の段階的な引上げ期間においても、一定の新規採用職員を継続的に確保する必要があり、職員の年齢構成や退職者数の見通し等を踏まえた中長期的な観点に基づく採用計画が必要である。

高年齢職員の働き方については、今般、定年前再任用短時間勤務制度や高齢者部分休業制度が導入されたところであり、その本格的な運用に向けて、引き続き検討していく必要がある。また、組織活力の維持・向上を図るためにも、管理監督職勤務上限年齢制（役職定年制）により降任した職員や高年齢職員の能力と経験を適切に発揮できる職や配置のあり方について、継続的に検討しなければならない。

(エ) 服務規律の確保と法令遵守の徹底

本委員会は、これまでも職員の服務規律の徹底について言及してきたところであるが、依然として不祥事が発生し、懲戒処分がなされている状況にある。一部の職員によるものとはいえ、不祥事等の発生は、県行政への信頼を大きく損なうものである。職員一人一人においては、県民全体の奉仕者であることを勤務時間の内外を問わず常に自覚し、県民の信頼に応えるべく、高い使命感を持って職務に精励することが肝要である。

任命権者においては、引き続き、職員に対する注意喚起、研修の実施等の取組を確実に進めていくとともに、不祥事の根絶に向け、あらゆる機会を捉えて服務規律の確保と法令遵守の徹底を図る必要がある。

(4) 令和5年給与勧告と知事の実施状況

年度	人 事 委 員 会 給 与 勧 告					実 施 状 況	
	回	勧 告 年月日	ベース 改 定	勧告等の内容	改 定 の 実施時期等	実施の 内 容	実 施 年月日
5	53	5.10.13	改定前 349,255 円 改定後 352,579 円 (R5.4平 均給与月 額)	<p>1 沖縄県職員の給与に関する条例の改正</p> <p>(1) 給料表 現行の給料表を別記第1のとおり改定すること。</p> <p>(2) 諸手当 ア 初任給調整手当 医療職給料表(1)の適用を受ける医師及び歯科医師に対する支給月額を415,600円とすること。</p> <p>イ 期末手当及び勤勉手当 (ア) 令和5年12月期の支給割合 a 特定幹部職員以外の職員 勤勉手当の支給割合を1.075月分とすること。定年前再任用短時間勤務職員については、期末手当の支給割合を0.7月分とし、勤勉手当の支給割合を0.5月分とすること。 b 特定幹部職員 勤勉手当の支給割合を1.275月分とすること。定年前再任用短時間勤務職員については、期末手当及び勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.6月分とすること。</p> <p>(イ) 令和6年6月期以降の支給割合 a 特定幹部職員以外の職員 6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.025月分とすること。定年前再任用短時間勤務職員については、6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ0.6875月分及び勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.4875月分とすること。 b 特定幹部職員 6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.225月分とすること。定年前再任用短時間勤務職員については、</p>	この改定は、令和5年4月1日から実施すること。ただし、1の(2)のイの(ア)、2の(2)のイ及び3の(2)のイについてはこの勧告を実施するための条例の公布の日から、1の(2)のイの(イ)、2の(2)のイ及び3の(2)のイについては令和6年4月1日から実施すること。	勧告どおり	勧告どおり

			<p>6月及び12月に支給される期末手当及び勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.5875月分とすること。</p> <p>2 沖縄県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の改正</p> <p>(1) 給料表 現行の給料表を別記第2のとおり改定すること。</p> <p>(2) 期末手当 ア 令和5年12月期の支給割合 期末手当の支給割合を1.75月分とすること。 イ 令和6年6月期以降の支給割合 6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.7月分とすること。</p> <p>3 沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例の改正</p> <p>(1) 給料表 現行の給料表を別記第3のとおり改定すること。</p> <p>(2) 特定任期付職員の期末手当 ア 令和5年12月期の支給割合 期末手当の支給割合を1.75月分とすること。 イ 令和6年6月期以降の支給割合 6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.7月分とすること。</p>		<p>勧告どおり</p> <p>勧告どおり</p> <p>勧告どおり</p> <p>勧告どおり</p>	<p>勧告どおり</p> <p>勧告どおり</p> <p>勧告どおり</p> <p>勧告どおり</p>
--	--	--	---	--	---	---

(5) 給与承認の状況

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和 47 年沖縄県人事委員会規則第 10 号）の規定に基づく給与承認の状況は次のとおりである。

（単位：件）

条 項 任命権者	初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則							計
	第 10 条 第 1 項	第 16 条	第 17 条	第 18 条	第 19 条の 2 第 4 項	第 37 条	第 45 条	
知 事 部 局 県 議 会	12	13					12	37
教 育 委 員 会	5			5				10
公 安 委 員 会	6	7		1			37	51
各 種 委 員 会 計	23	20		6			49	98

注 1：条項の説明

第 10 条第 1 項：新たに職員となった者の職務の級

第 16 条：人事交流等により異動した場合の給料月額

第 17 条：特殊な職に採用する場合等の給料月額

第 18 条：特定の職員についての給料月額

第 19 条の 2 第 4 項：人事交流等により異動した場合、給料表の適用を異にする異動の場合などにおける職務の級の在級期間の取扱い

第 37 条：表彰による特別昇給

第 45 条：その他（この規則により難しい場合の措置）

注 2：1 件の申請でも複数の条項を適用し承認した場合、それぞれの条項でカウントしている。

(6) 給与の支払監理

地方公務員法第8条第1項第8号の規定に基づき、職員の給与が地方公務員法及びこれに基づく条例に適合して行われることを確保することを目的として、人事委員会が給与の支払監理を行った。

ア 監理重点事項

(ア) 期末手当及び勤勉手当

(イ) 会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当

イ 対象機関 14

(ア) 知事部局 8

(イ) 教育委員会 4

(ウ) 公安委員会 2

	調 査 年 月 日	機 関 名
1	令和5年12月20日	警察本部警務部会計課
2	令和5年12月25日	糸満警察署
3	令和6年1月15日	自然保護課
4	令和6年1月15日	医療政策課
5	令和6年1月15日	教育庁総務課
6	令和6年1月15日	教育庁義務教育課
7	令和6年1月15日	宜野湾高等学校
8	令和6年1月16日	中部保健所
9	令和6年1月16日	中部土木事務所
10	令和6年1月17日	総務事務センター
11	令和6年1月18日	北部福祉事務所
12	令和6年1月18日	畜産研究センター
13	令和6年1月25日	中央児童相談所
14	令和6年1月25日	那覇みらい支援学校

5 審査関係業務

(1) 公平審査関係業務等

職員が職務に専念し、適正かつ能率的な行政を行うためには、職員の身分が保障され、適正な勤務条件が確保されていなければならない。それが不十分であったり、あるいは侵害された場合、それを救済する手段として、「勤務条件に関する措置の要求」及び「不利益処分についての審査請求」の制度があり、また、学校医等については「公務災害補償の実施に関する審査の請求」の制度が設けられている。

ア 勤務条件に関する措置の要求

地公法第8条第1項第9号、第46条及び第47条の規定に基づき、職員から給与、勤務時間その他の勤務条件に関し措置の要求があった場合に、人事委員会がこれを審査し、判定し、その結果に基づいて、人事委員会の権限に属する事項については、自らこれを実行し、その他の事項については、権限を有する機関に対して必要な勧告等を行うものである。

令和5年度における措置の要求事案の処理状況は、次のとおりである。

※職員：一般行政職員、教育職員、警察職員、消防職員及び会計年度任用職員（特別職の職員、企業職員及び現業職員を除く）

(単位:件)

令和4年度末係属 件数	新規受付 件数	処 理 件 数					令和5年度末係属 件数
		要求認容	棄 却	却 下	取下げ	計	
1	2	0	1	1	0	2	1

イ 不利益処分についての審査請求

地公法第8条第1項第10号及び第49条の2の規定に基づき、職員から懲戒その他その意に反する不利益な処分について審査請求があった場合に、人事委員会が必要な調査・審査を行い、当該不利益処分が適法・妥当であれば、当該処分を承認し、違法又は不当であればこれを取消し、又は修正し、さらに必要があれば任命権者に対し是正措置を指示するものである。

令和5年度における審査請求事案の処理状況は、次のとおりである。

※職員：前記アから条件付採用期間中の職員及び臨時的任用職員を除いた職員

(単位:件)

令和4年度末係属 件数	新規受付 件数	処 理 件 数					令和5年度末係属 件数
		処分の取消 又は修正	棄 却	却 下	取下げ	計	
2	0	0	2	0	0	2	0

ウ 公立学校の学校医等の公務災害補償の実施に関する審査の請求

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和32年法律第143号）第5条第1項の規定に基づき、補償の実施に関して異議のある者から審査の請求があった場合に、人事委員会がこれを審査し、裁定を行うものである。

令和5年度においては、審査の請求はなかった。

(2) 苦情処理関係業務

地公法第8条第1項第11号の規定に基づき、職員から勤務条件その他の人事管理に関する苦情の申出及び相談があった場合に、人事委員会が助言、指導、あっせんその他の必要な措置を行うものである。

令和5年度における苦情相談の状況は次のとおりである。

※職員：前記(1)アと同じ。

(単位:件)

令和4年度末係属件数	新規受付件数	相 談 内 容															令和5年度末係属件数
		給与	旅費	勤務時間	休暇	執務環境	厚生福利	服 務	転 任	任 用	人事評価	セクハラ	ハラスメント	妊娠、出産、育児	パワハラ	いじめ・嫌がらせ	
0	39	7	0	1	5	0	0	5	1	6	2	1	1	8	1	1	0

(3) 退職手当の支給制限等の処分についての調査審議業務

退職手当管理機関が、在職期間中に懲戒免職処分に相当する非違行為を行った元職員や元職員の遺族等に対して、退職手当の支給制限等の処分を行う場合、沖縄県職員の退職手当に関する条例（昭和47年沖縄県条例第40号）第20条第1項の規定に基づき、人事委員会の意見を聴かなければならないこととなっている。

令和5年度においては、意見照会はなかった。

(4) 職員団体関係業務

ア 職員団体の登録

職員団体の登録は、職員団体が地公法第52条及び第53条等に定める要件に適合している団体であるかどうか確認し、労使間における交渉その他労使関係の正常な運営を図るために人事委員会が公証する制度であり、職員団体は、同法第53条第1項の規定に基づき、人事委員会に登録申請をすることができることとなっている。

令和5年度末現在で登録されている職員団体は、次のとおりである。

名 称	初年度登録		法人格の有無	令和5年度登録事項 変更内容（変更年月日）
	番号	年 月 日		
沖縄県高等学校・障害児学校教職員組合	2	昭47.11.8	有	役員（令6.2.26）
沖縄県教職員組合	3	昭47.11.14	有	役員（令5.4.10）
沖縄県職員労働組合	4	昭48.4.23	有	役員（令5.4.17）
沖縄県教職員組合那覇支部	6	昭51.2.12	有	
沖縄学校事務労働組合	8	平5.6.29	有	役員（令5.4.20）
自治労連沖縄県職員労働組合	9	令3.5.18	有	

イ 法人格付与法に基づく規約の認証

地公法第 53 条の規定による登録の要件を備えていない職員団体等であっても、職員団体等に対する法人格の付与に関する法律（昭和 53 年法律第 80 号。以下「法人格付与法」という。）における所定の要件を備える場合には、同法に基づき、規約について人事委員会の認証を受け、主たる事務所の所在地において登記することによって法人となることができる。

これまで当委員会が規約の認証をした職員団体等はない。

ウ 管理職員等の範囲

職員が職員団体を組織する場合、地公法第 52 条第 3 項により次の職員（以下「管理職員等」という。）と管理職員等以外の職員とは、同一の職員団体を組織することができないとされており、また管理職員等の範囲は管理職員等の範囲を定める規則（昭和 48 年沖縄県人事委員会規則第 18 号）別表で定めている。

- (ア) 重要な行政上の決定を行う職員
- (イ) 重要な行政上の決定に参画する管理的地位にある職員
- (ウ) 職員の任免に関して直接の権限を持つ監督的地位にある職員
- (エ) 職員の任免、分限、懲戒若しくは服務、職員の給与その他の勤務条件又は職員団体との関係についての当局の計画及び方針に関する機密の事項に接し、そのためにその職務上の義務と責任とが職員団体の構成員としての誠意と責任とに直接に抵触すると認められる監督的地位にある職員
- (オ) その他職員団体との関係において当局の立場に立って遂行すべき職務を担当する職員

(5) 市町村等の公平委員会の事務の受託関係業務

市町村（那覇市を除く）、一部事務組合及び広域連合（以下「市町村等」という。）の公平委員会の事務について、地公法第 7 条第 4 項の規定に基づき、市町村等から事務委託を受け、平成 24 年 4 月 1 日から当委員会が市町村等の公平委員会の事務を実施している。

ア 受託団体

当委員会が公平委員会の事務を受託している地方公共団体は、次の 65 団体である。
（令和 6 年 3 月 31 日現在）

市 (10 市)	宜野湾市、石垣市、浦添市、名護市、糸満市、沖縄市、豊見城市、うるま市、宮古島市、南城市
町村 (11 町 19 村)	本部町、金武町、嘉手納町、北谷町、西原町、与那原町、南風原町、久米島町、八重瀬町、竹富町、与那国町、国頭村、大宜味村、東村、今帰仁村、恩納村、宜野座村、伊江村、読谷村、北中城村、中城村、渡嘉敷村、座間味村、粟国村、渡名喜村、南大東村、北大東村、伊平屋村、伊是名村、多良間村
一部事務組合 (23 組合)	倉浜衛生施設組合、沖縄県市町村自治会館管理組合、本部町今帰仁村清掃施設組合、本部町今帰仁村消防組合、沖縄県市町村総合事務組合、島尻消防組合、東部消防組合、中城村北中城村清掃事務組合、中部衛生施設組合、中城北中城消防組合、金武地区消防衛生組合、国頭地区行政事務組合、南部広域行政組合、中部広域市町村圏事務組合、八重山広域市町村圏事務組合、南部広域市町村圏事務組合、北部広域市町村圏事務組合、比謝川行政事務組合、中部北環境施設組合、沖縄県離島医療組合、那覇市・南風原町環境施設組合、那覇港管理組合、沖縄県北部医療組合
広域連合 (2 連合)	沖縄県介護保険広域連合、沖縄県後期高齢者医療広域連合

イ 受託業務

当委員会が受託している市町村等の公平委員会の事務は、勤務条件に関する措置の要求、不利益処分についての審査請求、苦情処理などである。

(ア) 勤務条件に関する措置の要求

市町村等の職員から給与、勤務時間その他の勤務条件に関し措置の要求があった場合に、人事委員会がこれを審査し、判定し、その結果に基いて、権限を有する機関に対して必要な勧告等を行うものである。

令和5年度における市町村等の職員にかかる措置の要求事案の処理状況は、次のとおりである。

※職員：一般行政職員、教育職員、消防職員及び会計年度任用職員（特別職の職員、企業職員及び現業職員を除く）

(単位:件)

令和4年度末係属件数	新規受付件数	処 理 件 数					令和5年度末係属件数
		要求認容	棄 却	却 下	取下げ	計	
1	1	0	1	1	0	2	0

(イ) 不利益処分についての審査請求

市町村等の職員から懲戒その他その意に反する不利益な処分について審査請求があった場合に、人事委員会が必要な調査・審査を行い、当該不利益処分が適法・妥当であれば、当該処分を承認し、違法又は不当であればこれを取り消し、又は修正し、さらに必要があれば任命権者に対し是正措置を指示するものである。

令和5年度における市町村等の職員にかかる審査請求事案の処理状況は、次のとおりである。

※職員：前記イ(ア)から条件付採用期間中の職員及び臨時的任用職員を除いた職員

(単位:件)

令和4年度末係属件数	新規受付件数	処 理 件 数					令和5年度末係属件数
		処分取消又は修正	棄 却	却 下	取下げ	計	
0	1	0	0	0	0	0	1

(ウ) 苦情処理関係業務

市町村等の職員から勤務条件その他の人事管理に関する苦情の申出及び相談があった場合に、人事委員会が助言、指導、あっせんその他の必要な措置を行うものである。

令和5年度における市町村等の職員からの苦情相談の状況は次のとおりである。

※職員：前記イ(ア)と同じ

(単位:件)

令和4年度末係属件数	新規受付件数	相 談 内 容															令和5年度末係属件数
		給与	旅費	勤務時間	休暇	執務環境	厚生福利	服 務	転 任	人 事 評 価	セクハラ	ハラスメント	妊娠、出産、育児	パワハラ	いじめ・嫌がらせ	その他	
0	28	5	0	2	3	0	0	1	0	5	0	0	5	5	2	0	0

(エ) 職員団体関係業務

a 職員団体の登録

市町村等の職員団体が法等に定める要件に適合している団体であるかどうか確認し、労使間における交渉その他労使関係の正常な運営を図るために人事委員会が公証する制度である。

令和5年度末現在で登録されている市町村等の職員団体は、次のとおりである。

	名 称	初年度登録		法人格 の有無	令和5年度登録事項 変更内容(変更年月日)
		番号	年月日		
1	北谷町職員労働組合	市町村第1号	昭49. 2. 7	有	
2	金武町職員労働組合	市町村第2号	昭49. 3. 13	無	
3	石垣市職員労働組合	市町村第3号	昭50. 6. 19	有	
4	竹富町職員組合	市町村第4号	昭53. 2. 25	有	
5	沖縄市職員労働組合	市町村第5号	昭54. 8. 9	有	
6	宜野湾市職員労働組合	市町村第6号	昭56. 6. 5	有	
7	浦添市職員労働組合	市町村第7号	昭59. 1. 19	有	
8	南城市職員労働組合	市町村第8号	昭61. 5. 27	有	役員(令5. 7. 10)
9	名護市職員労働組合	市町村第9号	昭63. 3. 25	有	
10	石垣市職員労働組合	市町村第10号	昭63. 6. 7	有	
11	大宜味村職員労働組合	市町村第11号	平元. 6. 6	有	
12	宜野座村職員労働組合	市町村第12号	平4. 2. 7	有	
13	自治労うるま市職員労働組合	市町村第13号	平4. 12. 15	有	
14	南城市職員会	市町村第14号	平18. 7. 11	有	
15	座間味村船員組合	市町村第15号	平19. 12. 17	無	
16	西原町職員労働組合	市町村第16号	平22. 3. 16	無	
17	粟国村海上組合	市町村第17号	令3. 4. 19	無	

b 法人格付与法に基づく規約の認証

登録されていない職員団体等であっても、法人格付与法における所定の要件を備える場合は、同法に基づき、規約について人事委員会の認証を受け、主たる事務所の所在地において登記することによって法人となることができる。

これまで当委員会が規約の認証をした市町村等の職員団体等はない。

c 市町村等の管理職員等の範囲

市町村等の職員が職員団体を組織する場合、管理職員等(47ページ参照)と管理職員等以外の職員とは、同一の職員団体を組織することができないとされている。

市町村等の管理職員等の範囲は、沖縄県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則(昭和48年沖縄県人事委員会規則第10号)別表で定めている。

6 労働基準監督関係業務

地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 58 条第 5 項の規定に基づき、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）別表第 1 の第 12 号及び同表に掲げる事業以外の事業を行う事業所に
対し、労働基準監督機関としての職権を行使するものである。

(1) 労働基準及び労働安全衛生に関する実態調査の実施

人事委員会委員長が労働基準監督機関としての職権を行使することとされている事業所の勤務条件及び作業環境の実態を把握し、労働基準法及び労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）並びにこれらに基づく命令の周知及びその遵守のための監督を行うため、「労働基準及び労働安全衛生に関する実態調査について」（平成 14 年 7 月 16 日委員長決定）及び「労働基準及び労働安全衛生に関する実態調査実施要領」（令和元年 8 月 14 日事務局長決定）に基づき、次のとおり書面調査及び実地調査を行った。

ア 調査期間

書面調査：令和 5 年 9 月 27 日から 10 月 13 日まで

実地調査：令和 5 年 11 月 17 日から 11 月 29 日まで

イ 調査事業所

調査 区分	12 号事業所				官公署の事業所				計				
	知事部局	教育委員会	県警察	その他 任命権者	知事部局	教育委員会	県警察	その他 任命権者	知事部局	教育委員会	県警察	その他 任命権者	
書面	10	27	0	0	7	2	6	0	17	29	6	0	52
実地	5	6	0	0	0	0	0	0	5	6	0	0	11

ウ 文書指導実施事業所

調査 区分	12 号事業所				官公署の事業所				計				
	知事部局	教育委員会	県警察	その他 任命権者	知事部局	教育委員会	県警察	その他 任命権者	知事部局	教育委員会	県警察	その他 任命権者	
	8	21	0	0	2	1	6	0	10	22	6	0	38

(2) 労働基準法及び労働安全衛生法に基づく届出の受理等の職権行使

令和 5 年度における届出の受理等の状況は、次のとおりである。

区 分	知事部局	教育委員会	警察本部	県 議 会	計
時間外労働・休日労働に関する協定届	23	80	1	0	104
断続的な労働（宿日直勤務含む）許可	1	0	1	0	2
解雇予告除外認定	1	1	1	0	3
衛生管理者選任報告	10	43	8	0	61
産業医選任報告	1	9	4	0	14
定期健康診断結果報告	9	72	20	1	102
特殊健康診断結果報告	10	0	9	0	19
心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告書	10	72	38	1	121
労働者死傷病報告	1	1	6	0	8
事故報告書	1	0	0	0	1
建設物・機械等設置届	0	0	0	0	0
小型クレーン設置報告	3	0	0	0	0

(3) 労働安全衛生法の規定に基づく特定機械等の検査状況

ア 落成検査の実施
令和5年度は実施なし

イ 性能検査の報告の受理

ボイラー	第一種圧力容器	クレーン	移動式クレーン	ゴンドラ	エレベーター	計
6	9	4	1	0	2	22

(4) 特定機械等の事業所別設置状況

(令和6年3月31日現在)

事業所の名称	種類	有効使用期間
知事部局本庁企業立地推進課 (沖縄県 素形材産業賃貸工場)	ホイスト式天井クレーン	R4. 8. 30 ~ R6. 8. 29
知事部局本庁企業立地推進課 (那覇空港内)	エレベーター	R5. 10. 11 ~ R6. 10. 10
	〃	R5. 10. 11 ~ R6. 10. 10
土木建築部港湾課 (宜野湾港マリーナ)	クレーン (テルハ)	R5. 10. 6 ~ R7. 10. 5
土木建築部港湾課 (宜野湾港マリーナ)	クレーン (テルハ)	R5. 10. 17 ~ R7. 10. 16
土木建築部港湾課 (与那原マリーナ)	クレーン (テルハ)	R6. 3. 12 ~ R8. 3. 11
土木建築部港湾課 (与那原マリーナ)	クレーン (テルハ)	R6. 3. 12 ~ R8. 3. 11
農業研究センター	第一種圧力容器	R5. 9. 7 ~ R6. 9. 6
具志川職業能力開発校	移動式クレーン	R4. 10. 19 ~ R6. 10. 18
浦添職業能力開発校	移動式クレーン	R6. 1. 15 ~ R8. 1. 14
北部農林高等学校	ボイラー	R6. 3. 3 ~ R7. 3. 2
	第一種圧力容器	R5. 4. 25 ~ R6. 4. 24
中部農林高等学校	ボイラー	R5. 11. 8 ~ R6. 11. 7
	第一種圧力容器	R5. 9. 8 ~ R6. 9. 7
南部農林高等学校	ボイラー	R6. 3. 20 ~ R7. 3. 19
	第一種圧力容器	R6. 3. 22 ~ R7. 3. 21
	〃	R5. 7. 23 ~ R6. 7. 22
	ホイスト式天井クレーン	R4. 12. 19 ~ R6. 12. 18
八重山農林高等学校	第一種圧力容器	R5. 9. 28 ~ R6. 9. 27
宮古工業高等学校	機関車形ボイラー	R5. 6. 9 ~ R6. 6. 8
沖縄水産高等学校	ボイラー	R5. 3. 27 ~ R6. 3. 26
	第一種圧力容器	R5. 11. 13 ~ R6. 11. 12
宮古総合実業高等学校	ボイラー	R6. 2. 28 ~ R7. 2. 27
	第一種圧力容器	R6. 2. 23 ~ R7. 2. 22
	〃	R6. 2. 23 ~ R7. 2. 22

(5) 労働基準法別表第1に掲げる事業等を行う事業所一覧表

(令和6年3月31日現在)

労働基準 監督機関	事業	事業所
沖縄労働局 (労働基準監督署) (36)	労働基準法別表第1に掲げる事業	第3号 農林土木事務所(2) 農林水産振興センター(家畜保健衛生所(家畜保健衛生課)を除く。)(3) 土木事務所(5) (10)
		第6号 南部林業事務所 (1)
		第7号 家畜改良センター 病害虫防除技術センター(予察防除班を除く。)(2)
		第13号 若夏学院 児童相談所保護班(2) 保健所(5) 総合精神保健福祉センター 食肉衛生検査所(2) 動物愛護管理センター 特別支援学校寄宿舎(9) (21)
		第14号 沖縄県立離島児童生徒支援センター (1)
		第15号 下水道事務所 (1)
沖縄県人事委員会 (161)	労働基準法別表第1に掲げる事業	第12号 消防学校 自治研修所 海洋深層水研究所 平和祈念資料館 衛生環境研究所 家畜衛生試験場 畜産研究センター 農業大学校 農業研究センター(支所(3)) 森林資源研究センター 水産海洋技術センター(支所(1)) 栽培漁業センター 職業能力開発校(2) 工業技術センター 工芸振興センター 高等学校(52) 特別支援学校(寄宿舎を除く。)(17) 特別支援学校分校(1) 併設型中学校・高等学校(3) 併設型高等学校・特別支援学校(4) 総合教育センター 図書館 博物館・美術館 埋蔵文化財センター 警察学校 (102)
	労働基準法別表第1に掲げる事業以外の事業	知事部局本庁 宮古事務所 八重山事務所 東京事務所 県税事務所(3) 自動車税事務所 福祉事務所(5) 身体障害者更生相談所 女性相談支援センター 児童相談所(保護班を除く。)(2) 家畜保健衛生所(4) 病害虫防除技術センター予察防除班 農業改良普及センター(2) 中央卸売市場 大阪事務所 計量検定所 下地島空港管理事務所 議会事務局 教育庁本庁 教育事務所(6) 選挙管理委員会事務局 人事委員会事務局 監査委員事務局 労働委員会事務局 警察本部(運転免許課を除く。)(1) 運転免許センター 警察署(14) 機動隊 交通機動隊 国境離島警備隊 (59)

(注)

- 1 ()内の数字は、事業所の数である。
- 2 上に掲げる以外の事業所については、それぞれ上位の組織中に含めるものとする。
- 3 沖縄県人事委員会が所掌する事業所であっても、地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和27年法律第289号。以下「地公労法」という。)附則第5項及び地方公営企業法(昭和27年法律第292号。以下「地公企法」という。)第39条第1項の規定により地方公務員法(以下「地公法」という。)第58条第5項の適用が除外される単純労務職員(現業職員)及び地公法第4条第2項の規定により地公法の適用を受けない嘱託員等の特別職の職員については、沖縄労働局(労働基準監督署)の所掌となる。
- 4 なお、企業局及び病院事業局は、地公企法第39条第1項及び地公労法第17条第1項の規定により地公法第58条第5項の適用が除外されているため、沖縄労働局(労働基準監督署)の所掌である。

人事委員会年報（令和5年度）

令和6年6月発行

編集・発行 沖縄県人事委員会事務局
〒900-8570
沖縄県那覇市泉崎1-2-2
TEL 098-866-2544
FAX 098-866-2541
